

写

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和5年10月

大分県人事委員会

人委第 800 号
令和 5 年 10 月 3 日

大分県議会議長 元吉俊博 殿
大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県人事委員会
委員長 石井久子

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与及びその決定に係る民間の給与、生計費その他の諸条件並びに公務運営上の諸課題等について調査研究を行ってきたが、その概要を次のとおり報告する。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和 5 年職員給与等実態調査」の結果によれば、本年 4 月における職員数は 14,953 人であり、その平均年齢は 42.0 歳、性別構成比は男性 59.0%、女性 41.0%、学歴別構成比は大学卒 84.7%、短大卒 4.2%、高校卒 11.1%、中学卒 0.0%となっている。このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員の数は 4,312 人であり、その平均年齢は 40.8 歳、性別構成比は男性 66.0%、女性 34.0%、学歴別構成比は大学卒 75.1%、短大卒 5.1%、高校卒 19.8%、中学卒 0.0%となっている。

職員には、その従事する職務の種類に応じて行政職、研究職、医療職（一）、医療職（二）、海事職、公安職、教育職（一）、教育職（二）及び特定任期付職員の 9 種類の給料表が適用されているが、このうち行政職給料表適用職員の本年 4 月における平均給与月額 は 341,700 円となっており、教育職員、警察官等を含めた職員全体の平均給与月額は 371,202 円となっている。

（参考資料 1 職員給与関係 参照）

2 民間の給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の 427 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 138 の事業所を対象に「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる職務に従事する 5,359 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、民間事業所における直近 1 年間の特別給の支給実績及び各民間企業における給与改定の状況等について調査した。

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者（事務・技術関係）の採用を行った事業所は、大学卒で23.4%、高校卒で18.7%となっており、初任給の平均額は、大学卒で201,380円、高校卒で167,796円となっている。

(2) 給与改定の状況

表1に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は47.9%となっており、ベースアップを中止した事業所の割合は3.9%となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係員	47.9	3.9	—	48.2
課長級	42.1	5.1	—	52.8

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、表2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は92.6%となっている。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合は23.8%、減額となっている事業所の割合は3.0%となっている。

表2 民間における定期昇給の状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
係員	92.6	92.6	23.8	3.0	65.8	—	7.4
課長級	83.1	83.1	20.7	3.1	59.3	—	16.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用職員、民間においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、精密に比較を行った。

なお、本年は、知事部局等の定期人事異動が5月15日に実施されており、職員の給与実態をより正確に反映させる観点から、当該人事異動後の6月分の職員給与を用いて民間給与との比較を行った。

その結果、表3に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,914円(1.12%)下回っていた。

表3 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A)－(B)
354,136円	350,222円	3,914円(1.12%)

- (注) 1 民間における事務・技術関係職種の従業員の給与と行政職給料表適用職員の給与をラスパイレス方式によって比較したものである。
2 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間に於いて、民間事業所で支払われた特別給は、表4に示すとおり、年間で所定内給与月額に相当する4.48月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給を0.08月分下回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A 1)	313,104 円
	上半期 (A 2)	321,009 円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	689,482 円
	上半期 (B 2)	732,321 円
特別給の支給割合	下半期 $\frac{(B 1)}{(A 1)}$	2.20 月分
	上半期 $\frac{(B 2)}{(A 2)}$	2.28 月分
	年間	4.48 月分

- (注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 物価及び生計費

総務省の調査による本年4月における全国及び大分市の消費者物価指数は、それぞれ昨年4月に比べ3.5%及び3.2%上昇している。

また、本委員会が総務省による家計調査を基礎に算定した本年4月における大分市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ113,990円、168,910円、223,820円となっている。

(参考資料 3 生計費及び労働経済関係 参照)

5 職員と国家公務員との比較

総務省の令和4年地方公務員給与実態調査（令和4年4月1日現在）によると、国家公務員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員）の平均俸給月額を100とし、これに相当する県職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数（ラスパイレス指数）は、99.3となっている。

6 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告並びに職員の給与に関する報告及び勧告を行うとともに、職員の勤務時間に関する勧告を行った。その概要は、別記のとおりである。

7 本年の給与の改定等

職員の給与決定に係りのある基礎的諸条件は、以上のとおりである。

職員給与と民間給与の比較を行った結果、月例給については、前記のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,914円（1.12%）下回っていた。また、特別給については、前記のとおり、職員の年間の平均支給月数が民間の年間支給割合を0.08月分下回っていた。

人事院においては、本年の民間給与との較差に基づき国家公務員の月例給を引き上げるとともに特別給の支給月数を引き上げるよう勧告しており、他の都道府県においては、民間給与との較差並びに人事院の報告及び勧告等を考慮して対応することが考えられる。

本委員会は、職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間の給与、その他の事情を考慮して報告及び勧告を行っており、本年も例年と同様に、これらの諸情勢を総合的に勘案し、職員の給与に

ついて次のとおり所要の改定を行う必要があると判断した。

(1) 月例給

ア 給料表

行政職給料表については、人事院が勧告した行政職俸給表（一）に準じた上で、当該給料表に改定するだけでは民間給与との較差がなお残ることから、各号給の額に一定の率を乗じた給料表に改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。

イ 諸手当

初任給調整手当については、人事院勧告に準じて所要の改定を行う必要がある。

(2) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の年間支給割合との均衡を図るため、人事院勧告に準じて、支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.50 月分とする必要がある。

また、支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、人事院勧告に準じて期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和 6 年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が 6 月期及び 12 月期で均等になるように定める必要がある。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる必要がある。

(3) その他の事項

ア 本年、人事院は、在宅勤務等の働き方が新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に官民間問わず広がってきており、給与制度についても、こうした社会及び公務の変化に対応していく必要があるとして、在宅勤務等手当の新設について報告及び勧告を行った。本県においては、職員の実態や他の都道府県の状況等に留意して検討する必要がある。

イ 人事院は、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、人事管理上の重点課題に対応するための措置について検討作業を進めることとしており、本県においても、今後の国や他の都道府県の動向に留意して対応する必要がある。特に、職員の役割や活躍に応じた処遇、円滑な配置等への対応については、本県の実態を踏まえた上で、所要の検討を行う必要がある。

8 公務運営の改善に関する課題

地方公共団体は、多様化・高度化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、限られた人材で適切な行政運営を行っていくことが強く求められている。

一方で、想定を上回るスピードで進む人口減少や民間企業等との激しい人材獲得競争等に伴い、本県採用試験の受験者数は減少傾向にあり、職員の人材確保は一層の厳しさを増している。

こうした中、将来にわたって質の高い行政サービスを提供するためには、引き続き、採用試験の在り方等を検討し、多様で有為な人材を継続的に確保するとともに、DX推進に向けた職員のリスキリングなど様々な研修を通じて計画的かつ効果的な育成を行うことが必要である。

また、職員のライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化している中、全ての職員が仕事と家庭生活を両立し、その能力や経験を十分に発揮できるよう、引き続き、長時間労働の是正や業務の改善・効率化、ワーク・ライフ・バランスなどの働き方改革の取組を強力に推進していくことが極めて重要である。

任命権者においては、公務運営の改善に関する課題について、解決に向けた取組を進めるとともに、中・長期的な視点を踏まえ、時代にかなった人事施策の策定・推進に取り組んでいくことが肝要である。

(1) 人材の確保・育成

ア 多様で有為な人材の確保

若年人口の減少に加え、民間企業の採用の活発化・早期化、国や他の地方公共団体との競合等により、本県の職員採用試験の受験者数は減少傾向にあり、特に技術系職種の人材確保は極めて厳しい状況となっている。

本委員会では、これまで任命権者と連携して、大学訪問や職員採用ガイダンス等の職員募集活動を積極的に行うとともに、職員採用ポータルサイトの開設やSNS等の活用により、職務の魅力や採用試験情報の発信を強化するなど受験者に広く情報提供し、受験者の増加に努めてきたところである。

また、採用試験については、従来の試験に加えて、民間志望者も受験しやすい基礎能力試験を導入した特別枠試験等を実施してきたところであるが、本年度は、特別枠試験を先行実施枠試験に改めて試験日程の前倒しや試験区分の拡大を行うとともに、社会人経験者試験を年1回から年2回に増やすなどの見直しを行った。

引き続き、各試験制度の検証等を行うとともに、採用予定者数の確保が難しくなっている技術系職種等では、志望者を増やすための取組に加えて、多様な人材が受験しやすいよう、試験日程及び試験内容の見直しなど、採用試験の在り方を検討していく。

障がい者雇用については、これまで、身体障がい者に加えて知的障がい者や精神障がい者への受験資格拡大や年齢制限の緩和等を行ってきた。加えて本年度は、従来の障がい者選考を年1回から大学卒業程度と高校卒業程度の年2回に分けて実施するなど、障がい者の人材確保に努めているところである。

そうした中で、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、公務部門も含めた事業主の責務として職業能力の開発及び向上に関する措置が明確化されるとともに、令和6年4月から法定雇用率が引き上げられることとなっている。

任命権者においては、「大分県障がい者活躍推進計画」や「障がい者雇用率日本一」を目指す県の方針等を踏まえ、障がい者雇用に係る取組を検証し、適宜見直しを行っていくことが重要であり、障がいのある職員が個々の能力を活かして、意欲を持って働くことのできる職場環境の整備を進める必要がある。

イ 政策県庁を担う人材の育成

多様化・高度化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、職員一人ひとりが主体的に成長を続け、その能力・実績を組織パフォーマンスの向上につなげていくことが重要である。

任命権者においては、行政分野のデジタル化をはじめとする様々な課題に向け、職員本人の適性や多様な働き方に対応したキャリア形成を支援する人材育成に取り組んでいる。引き続き、職員の自己啓発を促すとともに、職場における職務を通じた研修（OJT）と大分県自治人材育成センター等での研修（Off-JT）に加え、オンライン研修等を適切に組み合わせながら、職員が意欲を持って職務に従事し、高い成果を挙げられるよう、各職員の能力開発や専門性の向上を図っていくことが必要である。また、民間企業等社会人経験のある職員や60歳超職員などの多様な立場の職員がやりがいを持って働くために

ライフステージの変化を見据えたキャリア形成の支援が重要である。さらに、行政を取り巻く環境や行政ニーズが激しく変化していく中で、個々の職員の成長を促進するためには、職員が自立的・主体的かつ継続的な学び・学び直し（リスキリング）を行っていくことができる環境を作っていく必要もある。

管理監督者においては、職員との人事評価面談等の機会を捉え、職員一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導を行いながら、育成の方向性やキャリア形成について話し合うなど、人材育成における自らの責務や役割を果たすことが重要である。

職員においては、将来のキャリアプランをイメージしつつ目標を設定し、時代に応じた専門知識や課題解決能力などを向上させるため、主体的に日々の業務や研修等に取り組むことが必要である。

ウ 女性職員の活躍推進

職員に占める女性職員の割合が増加傾向にある中、「大分県女性職員活躍推進行動計画」の後期計画（令和3年度～令和7年度）の中で、知事部局は、女性登用の目標数値を管理職15%、班総括等20%と定め、女性職員の登用拡大に努めている。

この目標数値に対する令和5年度の実績は、管理職は10.6%、班総括等は19.3%となっており、管理職については目標達成に向け更なる取組が必要な状況にある。女性職員の登用拡大に向けては、性別や家庭の事情に係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれないことも重要であるとされていることから、研修等を通じて意識改革を推進していくことも必要である。

また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からは、各職員が仕事のやり方の見直しなどによる業務効率化を進めることや、在宅勤務制度やサテライト・オフィス等を活用した柔軟な働き方ができる環境整備を図っている。今後も、行動計画に沿って、女性職員が働きがいを持って活躍できる環境整備に努めるとともに、あらゆる分野でその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援と計画的な人材育成を更に積極的に行うことが必要である。

エ 定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用等

急速な少子高齢化とこれに伴う生産年齢人口の減少が続く中、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題となっている。さらに、複雑化・多様化する行政ニーズに的確かつ持続的に対応していくため、高齢層職員の豊富な知識、技術及び経験等を最大限に活かすことが必要とされている。

このため、令和3年度の地方公務員法の改正により、地方公務員の定年年齢が65歳まで引き上げられることとなったことを受け、本県においても本年4月から定年年齢の段階的な引上げがスタートしたところである。

任命権者においては、説明会や研修等の機会を通じ、全職員に対して定年引上げの趣旨や制度を十分に周知することが求められる。その上で、全ての職員の理解のもと、高齢層職員のモチベーションを維持しつつ、働きがいを実感でき、その能力及び長年培ってきた経験を活かすことができる職場の環境づくりに努めることが必要である。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

本県では、人材育成の観点も踏まえ、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として人事評価を活用することにより、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図っているところである。

任命権者においては、職員一人ひとりの能力や職務上の成果を公正・公平に評価した上で、個々の職員のモチベーションを高めて組織全体の活性化につなげていくため、評価結果を任用や給与等に十分に活用することを通じ、人材育成につなげていくことが重要である。あわせて、人事評価制度を有効に活用するためには、客観性、公平性、透明性及び納得性を確保することが重要であり、引き続き、制度内容の周知や評価者研修の充実などに取り組んでいくことが必要である。

また、国では、人事評価を人材育成やマネジメントの強化にも活用していく観点から、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握するための見直しを昨年度に実施したところである。本県においても若手・女性職員の割合の増加や定年引上げに伴う職員構成の変化等による影響が考えられる中、職員の士気を高め、組織活力を維持していくためには、その運用状況に留意し、よりよい制度となるよう、見直しを行うことが必要である。

本委員会としても、地方公務員法の趣旨を踏まえ、引き続き、任命権者における取組や運用の状況を注視していく。

(3) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 多様で柔軟な働き方の推進

働く場所や勤務時間を柔軟に選択できる働き方は、育児、介護等との両立を支援し、これら時間に制約のある職員の能力発揮や、ワーク・ライフ・バランスを実現するために有効な取組である。

人事院は、本年3月にとりまとめられた「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」の最終報告を受け、本年の公務員人事管理に関する報告において、フレックスタイム制の見直し、勤務間インターバルの確保、テレワークガイドラインの策定等について言及している。

なお、フレックスタイム制に関しては、人事院は、これまで育児介護等職員に限定してきた勤務時間を割り振らない日（ゼロ割振り日）について、令和7年4月から一般職員にも対象を拡げるよう勧告を行った。

本県では、柔軟な働き方の取組として、時差通勤制度、サテライト・オフィス、在宅勤務制度等が活用されているところである。任命権者においては、多様で柔軟な働き方について、現行制度の利活用状況や職員のニーズを踏まえ、国や他の都道府県等の動向に留意しながら、引き続き検討していく必要がある。

イ 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の健康保持、仕事と家庭生活の両立や職員が意欲を持って生き生きと働くことのできる環境整備、さらには人材確保の観点から、最も重要な課題であり、本委員会としても毎年の報告で繰り返し指摘してきた。

このような中、知事部局では、昨年3月に策定した「大分県庁働き方改革基本方針」において、①月の時間外勤務時間が80時間超の職員ゼロ、②年の時間外勤務時間が720時間超の職員ゼロ、③月の時間外勤務時間が45時間を超える回数が年7回以上の職員ゼロ、の長時間勤務の是正に関する数値目標を定め、働き方改革の推進に積極的に取り組んでいるところである。

任命権者においては、業務量の削減や事務事業の見直しに加え、行政のデジタル化等による業務効率化に取り組んだ上で、業務量に応じた適正な職員配置に努めるとともに、労働時間の長さよりも業績や業務の改善・効率化を重視する職場環境の実現に向け、強い姿勢を持って取り組むことが重要である。

管理監督者においては、改めて自らの責務を自覚し、日頃から職員と気軽にコミュニケーションを取り合える関係づくりに努め、職員が相談しやすい明るく風通しの良い職場づくりに取り組むことが重要である。また、常に職員への目配り・気配りを行い、勤務時間管理システム等を活用しながら職員の勤務時間や業務量等を的確に把握し、特定の職員に過度の負担がかからないよう、業務の平準化に努めることが必要である。とりわけ、所属長は、自らが働き方改革の先頭に立って、業務の改善や効率化に取り組むなど職場におけるマネジメントに一層努め、時間外勤務の縮減とともに、年次有給休暇等を取得しやすい職場の環境づくりに取り組むことが重要である。

職員においては、ワーク・ライフ・バランスの観点からも、常に業務改善の意識を持って、計画的な時間配分に努めながら、効率的・効果的に業務を遂行し、時間外勤務の適正管理を徹底する必要がある。

今後とも、それぞれが、主体的に時間外勤務を縮減する意識を持つとともに、その実現に向けて不断の努力をしていくことが重要である。

なお、年次有給休暇については、全職種の平均取得日数が昨年は13日5時間で、「大分県特定事業主行動計画（第4期）」に掲げる15日の目標には及んでいない状況にある。任命権者においては、年次有給休暇を取得しやすい環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季における特別休暇等と組み合わせた計画的・連続的使用の促進に努めることが必要である。

本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を適切に果たす必要があることから、時間外勤務命令の上限に係る運用状況等を把握するため、引き続き事業所実態調査を適切に実施するなど、長時間労働の是正に向けた取組を進めていく。

ウ 学校現場における教職員の負担軽減

学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化している中、教員が厳しい勤務実態にあり、また、教員採用選考試験の受験者数が減少し、教員の確保も厳しい状況にあることから、学校における働き方改革を推進していくことは極めて重要である。

令和元年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正を踏まえ、教育委員会では、時間外在校等時間の上限について、月45時間以内、年360時間以内を原則とする「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を定めるとともに、一年単位の変形労働時間制の導入が可能となった。

さらに、教員が学習指導や生徒指導等の本来的業務に専念できるよう、専門スタッフやサポートスタッフを活用する「チーム学校の実現」、オンライン会議等の実施や校務支援システムの導入などのICTを活用した業務改善に取り組んでいる。また、地域人材の活用等による部活動改革や教科担任制の配置拡充等による教育環境の改善を図り、教員の長時間勤務の縮減のための取組を進めている。

教育委員会においては、学校における働き方改革を後押しするために、管理職のマネジメント能力を高める研修の充実はもとより、「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に掲げる取組の実施状況を十分把握した

上で、在校等時間の長時間化を防ぐため、校長等とともに業務の精選と効率化を徹底し、業務分担の見直しや適正化等を引き続き行っていくことが必要である。さらには、市町村教育委員会や関係機関等と連携・協力しながら、教職員の負担軽減を図っていくことが必要である。

あわせて、昨年度開催の総合教育会議において、若年期における教員の負担軽減策等について議論が行われており、その内容を踏まえた取組が必要である。

エ 仕事と家庭の両立支援

男女を問わず、育児・介護等の事情を抱えた職員が意欲を持って職務に従事し、能力を最大限に発揮できるよう、全ての職場において、仕事と育児・介護の両立を尊重する環境づくりを進めることが必要である。また、両立支援に係る制度がより一層活用されるよう支援していくことが、ワーク・ライフ・バランスや少子化対策の推進、女性の活躍推進の観点からも重要である。

本県においては、育児・介護等に係る多様な両立支援制度が導入されており、「大分県女性職員活躍推進行動計画（後期計画）」を策定するとともに、「大分県特定事業主行動計画（第4期）」を一部改訂し、男性職員の育児休業取得率を100%（教育委員会：30%）とする目標に取り組んでいるところである。なお、令和4年度における男性職員の育児休業取得率は、知事部局等で76.3%、警察本部で11.5%、教育委員会で15.7%となっており、目標達成に向けた更なる取組が必要である。

また、本年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」の中で「こども・子育て支援加速化プラン」の具体的政策として、残業免除や子の看護休暇の対象拡充の検討などが示されている。

任命権者においては、所属長にマネジメント力を発揮させることにより子育てをしやすい職場環境を整えるための取組を実施しているところであるが、行動計画に掲げられた数値目標の達成に向けて、より一層、男性職員の育児休業の取得促進などの取組を進めていくことが必要である。

育児・介護等のための両立支援策が、職員にとって利用しやすく、効果的に活用されるためには、職員全員がワーク・ライフ・バランスの大切さを認識し、その推進に取り組むことが重要であり、任命権者においては、所属長をはじめとする職員全員の意識啓発を図りながら、さらに職場全体で支援する勤務環境づくりに努めることが必要である。

(4) 職員の健康管理

職員が心身ともに健康であることは、職員本人やその家族にとって大切なことであり、また、職員が安心して公務に専念し、その持てる能力を十分に発揮するためにも重要である。特に高齢層職員や女性職員の割合が増加していく中で、様々な事情を有する職員がいることも念頭に置きつつ、これまで以上に健康管理施策を推進していく必要がある。

任命権者においては、定期健康診断後の事後指導や長時間勤務者に対する健康管理、ストレスチェックの拡充やカウンセリング相談など様々な健康管理対策に取り組んでいるところである。

定期健康診断の結果をみると、知事部局、教育庁及び県立学校の職員についての有所見率（「要経過観察」以上）は、年々上昇傾向にあり、職員の健康意識やセルフケア力の向上、所属における支援体制の強化を図ることがますます重要になっている。

また、本年4月における精神疾患による病気休職者は、知事部局では30名（昨年21名）、学校現場45名（昨年22名）と昨年度から増加しており、メンタルヘルス対策は喫緊の課題である。任命権者においては、引き続き、心の問題が生じる要因の調査・分析を行い、より一層、職員のストレスマネジメント力の向上、管理監督者による職員への声かけや目配りの徹底、支援体制の強化、相談窓口の多様化等を図り、重層的に予防・早期発見・早期対応ができる環境を整えていくとともに、円滑な職場復帰と再発防止の観点から職員を支援することが必要である。

とりわけ、長時間労働は、心身の健康保持に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、やむを得ず長時間労働を行った者に対しては、産業医による面談や業務の見直しなど適切な措置を講じていくことが重要である。特に、感染症対策業務や災害対応業務などは、業務集中等により職員の心身の負担が大きくなるおそれがあることから、メンタルヘルス対策など、職員の健康管理を特にきめ細かく行う必要がある。

また、衛生委員会等を活用し、長時間労働や健康管理対策など幅広く議論することで、快適な職場環境の実現と職場における安全や健康の確保に努めることも必要である。

本委員会としても、引き続き労働基準監督機関として任命権者と連携しながら、労働安全衛生に関する取組を進めていく。

(5) ハラスメントの防止

職場のハラスメントは、ハラスメントを受ける職員の人格や尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるだけでなく、周囲の職員にも精神的苦痛を与えるなど、広く悪影響を及ぼすものである。

本県においては、「大分県職員ハラスメント防止要綱」や知事部局における「大分県職員ハラスメント防止要綱運用マニュアル」により、ハラスメントが疑われる場合の対応手順や監督者及び職員が留意すべき事項等を具体的に示し、ハラスメントの防止に取り組んでいる。

任命権者においては、ハラスメントが職員の人権に関わる許されない行為であることを認識した上で、様々なハラスメントの防止について、研修等を通じた積極的な周知啓発や相談に適切に対応できる体制の整備など、引き続き、発生の予防、迅速で適切な措置及び再発防止のための取組を進め、職員の勤労意欲の向上や心身の健康、良好な職場環境の確保に努めていくことが必要である。

(6) 会計年度任用職員の勤務条件等

会計年度任用職員は、多様化する行政ニーズに対応するためには欠かせない存在であり、それぞれの職場において重要な役割を果たしている。

本県では、会計年度任用職員の処遇改善のため、これまでも国に準じた制度改革を実施するなど、勤務環境の整備に努めてきたところである。

本年の地方自治法の一部改正により、令和6年4月から地方公共団体の会計年度任用職員に対して期末手当に加え、勤勉手当の支給が可能となった。

任命権者においては、組織全体の行政サービスの向上のためにも、会計年度任用職員が十分に能力を発揮できるよう、引き続き、国や他の地方公共団体との権衡に留意しながら、適正な任用・勤務条件等を確保することが重要である。

(7) 公務員倫理の保持

県政を推進する上では、県民の信頼を確保することが最も重要であり、職員は、常に公務員としての自覚と節度を保ちつつ、勤務時間の内外を問わず信用を失墜することのないように自戒する必要があるが、依然として一部の職員による不祥事が発生している。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、より一層、職場での指導や研修などを通じて、職員へ法令遵守及び服務規律の保持の徹底を図ることが必要であ

る。

また、職員においては、県民全体の奉仕者であることを常に自覚し、県職員としての誇りと高い倫理観・使命感を保持するとともに、厳正な服務規律の下で公務の公正かつ公平な執行に努め、県民の信頼と期待に応えていくことが肝要である。

9 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

職員の使命は、県民の期待と信頼に応えることであり、常日頃の業務に真摯に取り組むことはもちろんのこと、特に災害などの不測の事態が生じることの多い昨今は、一層の熱意や使命感を持って、迅速かつ的確に対応することが求められている。

このような中、職員は、近年頻発する自然災害への突発的な対応業務等に精力的に従事するとともに、時代の要請や潮流の変化にしっかりと対応し、新しい大分県づくりのため、それぞれの職場において高い士気を持って困難な諸課題に粘り強く取り組んでいる。

人事委員会の勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的・安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

令和5年 人事院勧告・報告の概要

公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の
円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間
のインターバル確保、テレワークガイド
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ
職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ(高卒:約8%[12,000円] 大卒:約6%[11,000円])、ボーナスを0.10月分引上げ、在宅勤務等手当を新設
【官民較差】3,869円[0.96%]→いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ **月例給** 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等 【勧告後の本府省大卒初任給】総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ **ボーナス** 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05月分引上げ
- ✓ **手当新設** テレワーク中心の働き方をとする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日(ゼロ割振り日)を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を 415,600 円とすること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占めるものに対する支給月額の限度を 51,100 円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和 5 年 12 月期

a 特定管理職員以外の職員

期末手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5 月分）とすること。

b 特定管理職員

期末手当の支給割合を 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6 月分）とし、勤勉手当の支給割合を 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6 月分）とすること。

(イ) 令和 6 年 6 月期以降

a 特定管理職員以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6875 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.4875 月分）とすること。

b 特定管理職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5875 月分）とし、6

月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和5年12月期

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和5年12月期

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和5年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	208,600	241,600	272,400	296,300	324,100	366,600	411,500	461,300
	2	163,700	210,300	243,100	274,000	298,400	326,300	369,200	413,900	464,400
	3	164,900	212,000	244,500	275,500	300,400	328,500	371,600	416,400	467,400
	4	166,000	213,500	245,900	277,100	302,300	330,500	374,000	418,900	470,400
	5	167,100	215,000	247,100	278,600	304,100	332,500	375,900	420,800	473,400
	6	168,200	216,800	248,700	280,300	305,900	334,500	378,400	422,900	476,400
	7	169,300	218,600	250,200	282,100	307,500	336,400	380,700	425,000	479,400
	8	170,400	220,300	251,700	283,900	309,100	338,300	383,200	427,200	482,500
	9	171,400	221,800	252,800	285,700	310,700	340,200	385,700	429,100	485,300
	10	172,800	223,300	254,200	287,600	312,900	342,200	388,300	431,200	488,400
	11	174,100	224,800	255,700	289,400	315,100	344,200	390,900	433,300	491,400
	12	175,400	226,300	257,000	291,200	317,100	346,200	393,500	435,200	494,500
	13	176,600	227,500	258,300	293,000	319,200	348,000	395,800	436,900	497,200
	14	178,100	228,900	259,500	294,600	321,200	350,000	398,100	438,700	499,500
	15	179,600	230,300	260,700	296,000	323,100	352,000	400,300	440,600	501,800
	16	181,200	231,700	261,900	297,400	325,000	353,900	402,600	442,500	504,100
	17	182,300	233,100	263,100	298,900	326,900	355,600	404,400	444,300	506,100
	18	183,700	234,700	264,400	300,900	328,900	357,600	406,300	446,100	507,500
	19	185,200	236,200	265,700	302,900	330,800	359,400	408,200	447,900	509,000
	20	186,600	237,600	267,000	304,700	332,700	361,300	410,000	449,600	510,400
	21	187,900	238,800	268,400	306,400	334,400	363,200	411,800	451,500	511,600
	22	190,200	240,400	269,900	308,300	336,400	365,100	413,600	453,000	513,000
	23	192,400	241,900	271,500	310,200	338,400	367,000	415,400	454,400	514,500
	24	194,600	243,300	273,000	312,000	340,300	368,900	417,200	455,900	516,000
	25	196,800	244,300	274,600	313,700	341,700	370,800	418,900	457,300	517,100
	26	198,500	245,800	276,300	315,700	343,600	372,700	420,400	458,600	518,300
	27	200,000	247,100	277,900	317,800	345,500	374,600	421,900	459,900	519,500
	28	201,500	248,300	279,500	319,700	347,400	376,500	423,400	461,100	520,700
	29	203,000	249,400	281,100	321,400	349,000	378,000	424,900	462,100	521,700
	30	204,400	250,400	282,600	323,400	350,900	379,800	426,200	462,800	522,600
	31	205,800	251,400	284,100	325,400	352,800	381,600	427,500	463,600	523,500
	32	207,200	252,300	285,700	327,400	354,600	383,200	428,700	464,300	524,400
	33	208,600	253,200	286,800	328,600	356,400	385,000	429,900	465,000	525,200
	34	209,900	254,100	288,400	330,600	358,200	386,400	431,200	465,800	526,100
	35	211,200	254,900	289,900	332,500	359,900	387,800	432,500	466,500	526,800
	36	212,500	255,700	291,400	334,500	361,600	389,200	433,700	467,100	527,300
	37	213,800	256,400	292,800	336,400	363,000	390,600	434,900	467,600	528,000
	38	215,000	257,500	294,400	338,300	364,300	391,800	435,700	468,200	528,600
	39	216,200	258,700	296,000	340,200	365,600	393,000	436,500	468,800	529,400
	40	217,400	259,800	297,600	342,100	367,000	394,000	437,300	469,400	530,000

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	218,500	261,000	299,100	343,900	368,100	395,100	437,900	469,900	530,500
	42	219,600	262,200	300,700	345,800	369,000	396,300	438,600	470,400	
	43	220,600	263,300	302,200	347,600	370,000	397,400	439,300	470,800	
	44	221,600	264,400	303,700	349,400	371,100	398,500	440,000	471,100	
	45	222,500	265,500	305,300	350,900	371,900	399,200	440,800	471,400	
	46	223,400	266,600	306,900	352,400	372,800	399,900	441,600		
	47	224,300	267,700	308,500	353,800	373,700	400,600	442,000		
	48	225,200	268,700	310,000	355,300	374,500	401,300	442,700		
	49	226,100	269,700	310,900	356,800	375,300	401,900	443,200		
	50	227,000	270,700	312,400	357,600	376,100	402,500	443,600		
	51	227,900	271,700	313,900	358,600	376,900	403,000	444,000		
	52	228,800	272,600	315,500	359,600	377,600	403,400	444,400		
	53	229,600	273,500	317,100	360,500	378,300	403,800	444,800		
	54	230,500	274,400	318,800	361,600	379,000	404,100	445,200		
	55	231,400	275,300	320,300	362,500	379,700	404,400	445,600		
	56	232,200	276,200	321,800	363,500	380,400	404,700	445,900		
	57	232,500	277,100	323,200	364,400	380,900	405,000	446,200		
	58	233,300	278,000	324,400	365,100	381,500	405,300	446,600		
	59	234,000	278,900	325,500	365,800	382,100	405,600	446,900		
	60	234,600	279,800	326,600	366,400	382,800	405,900	447,200		
	61	235,200	280,800	327,300	366,800	383,200	406,200	447,500		
	62	235,900	281,800	328,200	367,400	383,900	406,500			
	63	236,500	282,700	329,000	368,100	384,600	406,800			
	64	237,000	283,600	329,800	368,800	385,200	407,100			
	65	237,500	284,100	330,600	369,100	385,600	407,400			
	66	238,000	284,900	331,000	369,800	386,200	407,700			
	67	238,500	285,600	331,600	370,500	386,800	408,000			
	68	239,100	286,500	332,300	371,100	387,400	408,300			
	69	239,600	287,500	333,100	371,400	387,800	408,500			
	70	240,100	288,300	333,800	372,000	388,300	408,800			
	71	240,600	289,100	334,500	372,700	388,800	409,100			
	72	241,100	289,900	335,100	373,300	389,400	409,300			
	73	241,600	290,600	335,600	373,600	389,700	409,500			
	74	242,100	291,100	336,200	374,200	390,100	409,800			
	75	242,500	291,500	336,700	374,900	390,500	410,100			
	76	243,000	291,900	337,300	375,500	390,900	410,300			
	77	243,500	292,100	337,600	375,900	391,200	410,500			
	78	244,000	292,400	338,100	376,400	391,500	410,800			
	79	244,500	292,600	338,500	377,000	391,800	411,100			
	80	245,000	292,900	338,900	377,500	392,000	411,300			
	81	245,400	293,100	339,300	378,000	392,200	411,500			
	82	245,900	293,300	339,800	378,600	392,500	411,800			
	83	246,300	293,600	340,300	379,100	392,800	412,100			
	84	246,700	293,800	340,800	379,400	393,000	412,300			
	85	247,100	294,100	341,100	379,800	393,200	412,500			
	86	247,500	294,400	341,500	380,300	393,500				
	87	247,900	294,700	342,000	380,700	393,800				
	88	248,300	295,000	342,400	381,100	394,000				

	89	248,700	295,300	342,700	381,500	394,200				
	90	249,200	295,700	343,100	382,000	394,500				
	91	249,500	296,000	343,600	382,400	394,800				
	92	249,800	296,400	344,000	382,800	395,000				
	93	250,100	296,600	344,200	383,100	395,200				
	94		296,800	344,600	383,600	395,500				
	95		297,100	345,100	384,000	395,800				
	96		297,500	345,500	384,400	396,000				
	97		297,700	345,700	384,800	396,200				
	98		298,000	346,100	385,300					
	99		298,400	346,500	385,700					
	100		298,800	346,800	386,100					
	101		299,000	347,100	386,400					
	102		299,300	347,500						
	103		299,700	347,900						
	104		300,000	348,300						
	105		300,200	348,800						
	106		300,500	349,200						
	107		300,900	349,600						
	108		301,200	350,000						
	109		301,400	350,500						
	110		301,800	350,900						
	111		302,200	351,300						
	112		302,500	351,600						
	113		302,700	352,100						
	114		302,900							
	115		303,200							
	116		303,600							
	117		303,800							
	118		304,000							
	119		304,300							
	120		304,600							
	121		305,000							
	122		305,200							
	123		305,500							
	124		305,800							
	125		306,100							
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		189,300	216,800	257,000	276,400	291,600	317,100	359,100	392,400	443,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

研究職 給料表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,000	210,700	292,500	339,900	392,700
	2	164,100	213,800	294,900	342,000	395,500
	3	165,300	216,500	297,200	343,900	398,100
	4	166,400	219,100	299,500	345,600	400,800
	5	167,500	221,600	301,600	347,300	402,900
	6	168,800	223,300	303,500	348,800	405,600
	7	170,100	225,000	305,300	350,200	408,300
	8	171,400	226,900	307,000	351,500	411,000
	9	172,400	228,800	308,700	353,000	413,500
	10	174,100	231,000	311,000	354,900	416,100
	11	175,700	233,400	313,200	356,900	418,900
	12	177,400	235,400	315,600	358,600	421,500
	13	178,800	237,400	317,400	360,400	424,100
	14	180,700	239,800	319,800	362,200	426,800
	15	182,600	242,300	322,200	363,800	429,600
	16	184,700	244,600	324,500	365,300	432,300
	17	186,400	246,800	326,700	366,800	434,800
	18	188,500	249,200	328,900	368,700	437,300
	19	190,700	251,900	330,800	370,400	439,800
	20	192,700	254,400	332,700	372,300	442,200
	21	194,700	256,800	334,700	373,800	444,600
	22	196,700	259,100	336,100	375,700	447,200
	23	198,700	261,300	337,300	377,400	449,800
	24	200,500	263,500	338,700	379,100	452,200
	25	202,300	265,800	340,300	380,500	454,400
	26	204,500	268,100	342,000	382,200	456,700
	27	206,600	270,300	343,800	384,100	459,200
	28	208,700	272,400	345,400	386,100	461,600
	29	210,800	274,700	347,000	387,800	464,100
	30	211,900	276,800	348,600	389,600	466,600
	31	213,200	278,700	350,000	391,500	469,100
	32	214,500	280,500	351,400	393,300	471,500
	33	216,200	282,200	352,600	394,800	473,800
	34	218,000	284,300	354,000	396,600	476,200
	35	219,800	286,300	355,300	398,200	478,600
	36	221,400	288,100	356,600	399,900	481,100
	37	222,900	289,800	357,800	401,100	483,500
	38	224,800	290,900	359,000	402,500	486,100
	39	226,700	292,000	360,200	403,900	488,500
	40	228,400	293,100	361,400	405,300	491,000

定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	230,100	294,100	362,100	406,600	493,300
	42	231,700	294,800	363,200	407,900	495,500
	43	233,400	295,300	364,400	409,400	497,700
	44	234,900	295,800	365,500	410,900	499,900
	45	236,400	296,300	366,600	412,100	501,500
	46	237,900	297,200	367,800	413,300	503,000
	47	239,400	298,200	369,000	414,900	504,600
	48	240,800	299,100	370,100	416,400	506,100
	49	242,200	300,100	371,100	417,700	507,800
	50	243,900	301,100	372,400	419,200	509,200
	51	245,500	302,000	373,700	420,600	510,600
	52	246,900	302,900	374,900	422,000	512,100
	53	248,100	303,900	375,600	423,400	513,200
	54	249,700	304,800	376,600	424,800	514,400
	55	251,400	305,600	377,500	426,200	515,600
	56	252,800	306,400	378,300	427,600	516,800
	57	254,000	306,800	379,000	428,700	517,700
	58	255,200	307,500	379,700	430,000	518,800
	59	256,100	308,400	380,400	431,400	519,800
	60	257,000	309,100	381,100	432,700	520,800
	61	257,900	309,800	381,700	433,500	521,900
	62	258,700	310,800	382,400	434,400	522,800
	63	259,500	311,700	383,200	435,400	523,500
	64	260,300	312,600	384,000	436,300	524,200
	65	261,100	313,400	384,700	437,200	525,000
	66	261,900	314,300	385,500	438,000	525,800
	67	262,600	315,200	386,200	438,600	526,600
	68	263,200	316,100	386,900	439,400	527,400
	69	263,800	317,000	387,500	439,800	528,100
	70	264,800	318,100	388,200	440,400	528,900
	71	266,000	319,100	388,900	440,900	529,700
	72	267,000	320,100	389,600	441,400	530,500
	73	268,200	320,600	390,300	441,900	531,200
	74	269,400	321,600	390,900		
	75	270,400	322,700	391,500		
	76	271,400	323,700	392,200		
	77	272,400	324,800	392,900		
	78	273,400	325,800	393,500		
	79	274,400	326,700	394,100		
	80	275,300	327,600	394,700		
	81	276,300	328,500	395,300		
	82	277,400	329,300	395,900		
	83	278,500	330,000	396,500		
	84	279,400	330,600	397,100		
	85	280,300	331,100	397,600		
	86	281,200	331,600	398,100		
	87	282,100	332,100	398,600		
	88	282,800	332,500	399,300		

	89	283,600	332,800	399,700		
	90	284,800	333,300	400,200		
	91	285,800	333,800	400,700		
	92	286,800	334,200	401,400		
	93	287,700	334,500	401,800		
	94	288,600	334,900			
	95	289,600	335,300			
	96	290,500	335,700			
	97	290,800	336,200			
	98	291,700	336,700			
	99	292,400	337,200			
	100	293,300	337,700			
	101	294,200	338,200			
	102	294,800	338,700			
	103	295,500	339,200			
	104	296,200	339,700			
	105	296,700	340,100			
	106	297,200	340,500			
	107	297,700	341,000			
	108	298,100	341,400			
	109	298,300	341,900			
	110	298,700	342,300			
	111	299,000	342,800			
	112	299,200	343,200			
	113	299,500	343,700			
	114	299,800	344,100			
	115	300,100	344,600			
	116	300,400	345,000			
	117	300,700	345,500			
	118	301,000	345,900			
	119	301,200	346,300			
	120	301,500	346,700			
	121	301,800	347,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		219,200	260,500	285,400	328,000	386,900

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	265,500	347,600	408,100	476,100
	2	268,000	350,600	410,800	478,400
	3	270,400	353,500	413,300	480,600
	4	272,800	356,400	415,900	482,900
	5	274,900	358,900	418,400	485,200
	6	278,400	361,900	420,400	487,300
	7	281,900	364,900	422,200	489,500
	8	285,400	367,700	424,100	491,500
	9	289,000	369,800	425,900	493,400
	10	292,500	372,300	428,600	495,500
	11	296,100	375,000	431,100	497,600
	12	299,600	377,500	433,500	499,700
	13	303,100	380,200	435,700	501,800
	14	307,000	383,600	438,200	503,700
	15	310,900	386,700	440,200	505,800
	16	314,500	390,000	442,300	507,900
	17	318,200	393,000	444,300	509,800
	18	321,700	395,600	446,500	511,800
	19	325,200	398,000	448,700	513,800
	20	328,700	400,500	450,800	515,600
	21	332,300	403,100	452,300	517,400
	22	336,000	405,100	454,700	519,300
	23	339,400	406,700	457,000	521,100
	24	342,700	408,300	459,200	522,900
	25	346,000	410,000	461,200	524,500
	26	348,500	412,200	463,500	526,300
	27	351,100	414,300	465,700	528,100
	28	353,400	416,300	468,000	529,900
	29	355,500	418,500	470,100	531,500
	30	357,200	420,600	472,300	533,300
	31	358,900	422,200	474,600	535,100
	32	360,700	423,900	476,700	536,900
	33	362,600	425,800	478,500	538,500
	34	364,800	427,300	480,600	540,300
	35	366,900	429,100	482,700	542,000
	36	368,900	430,900	484,700	543,700
	37	370,800	432,800	486,900	545,300
	38	373,000	434,800	488,600	546,900
	39	375,100	436,600	490,400	548,300
	40	377,100	438,500	492,200	549,900

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	379,100	440,300	493,800	551,400
	42	379,800	442,000	495,600	552,900
	43	380,400	443,700	497,400	554,300
	44	381,100	445,500	499,000	555,600
	45	382,000	447,300	500,400	556,800
	46	383,300	449,100	502,100	557,800
	47	384,700	450,800	503,900	558,800
	48	386,000	452,600	505,600	559,800
	49	386,800	454,200	507,100	560,800
	50	387,600	455,900	508,400	561,700
	51	388,400	457,600	509,700	562,600
	52	388,900	459,300	511,000	563,500
	53	389,700	461,200	512,000	564,300
	54	390,500	462,400	513,300	565,200
	55	391,200	463,600	514,600	566,100
	56	391,900	464,800	515,900	567,000
	57	392,600	465,800	516,900	567,900
	58	393,500	466,800	517,700	568,800
	59	394,200	467,700	518,600	569,700
	60	394,800	468,500	519,400	570,400
	61	395,300	469,300	520,300	571,300
	62	395,800	470,000	521,100	572,200
	63	396,200	470,700	522,000	573,100
	64	396,600	471,300	522,800	574,000
	65	396,900	472,000	523,700	574,900
	66		472,700	524,600	
	67		473,300	525,300	
	68		473,900	526,200	
	69		474,200	527,100	
	70		474,800	527,900	
	71		475,500	528,800	
	72		476,200	529,700	
	73		476,600	530,500	
	74		477,200	531,400	
	75		477,900	532,300	
	76		478,600	533,000	
	77		479,000	533,800	
	78		479,600	534,700	
	79		480,200	535,600	
	80		480,700	536,500	
	81		481,300	537,300	
	82		481,800	538,200	
	83		482,300	539,100	
	84		482,800	540,000	
	85		483,200	540,800	
	86		483,800	541,700	
	87		484,200	542,600	
	88		484,700	543,500	

	89		485,300	544,300	
	90		485,900		
	91		486,500		
	92		486,900		
	93		487,400		
	94		488,000		
	95		488,600		
	96		489,100		
	97		489,600		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		298,200	340,700	395,500	468,800

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	203,400	236,800	259,600	288,300	331,400	374,500
	2	169,100	205,000	238,100	260,700	290,100	333,400	377,100
	3	170,500	206,500	239,400	261,900	292,100	335,300	379,700
	4	171,900	207,900	240,600	263,000	294,000	337,200	382,300
	5	173,200	209,400	241,800	264,200	295,800	339,000	384,700
	6	175,000	210,600	243,000	265,400	297,800	341,000	387,400
	7	176,700	211,800	244,100	266,500	299,600	343,000	390,000
	8	178,300	213,000	245,200	267,500	301,500	345,000	392,700
	9	179,900	214,400	246,100	268,600	303,300	346,800	394,800
	10	181,600	215,900	247,200	269,300	304,900	348,900	397,000
	11	183,200	217,500	248,500	270,000	306,400	350,900	399,200
	12	185,200	219,000	249,600	270,800	308,000	353,000	401,400
	13	186,600	220,400	251,000	271,800	309,700	354,500	403,400
	14	188,400	221,900	252,200	272,800	311,600	356,500	405,400
	15	190,400	223,400	253,400	273,800	313,600	358,400	407,400
	16	192,200	224,900	254,600	274,900	315,400	360,400	409,400
	17	194,100	226,200	255,400	276,100	317,200	362,200	411,200
	18	195,300	227,500	256,600	277,600	319,200	364,200	413,100
	19	196,800	228,900	257,700	279,200	321,100	366,200	415,000
	20	198,200	230,200	258,800	280,800	322,900	368,100	416,800
	21	199,400	231,300	260,000	282,300	324,700	369,800	418,700
	22	200,900	232,400	260,800	283,900	326,600	371,800	420,300
	23	202,300	233,500	261,600	285,600	328,400	373,800	421,900
	24	203,600	234,600	262,400	287,200	330,300	375,800	423,400
	25	205,200	235,700	263,300	288,800	332,000	377,200	424,900
	26	206,200	236,900	264,300	290,300	333,900	379,000	426,200
	27	207,300	238,100	265,300	291,800	335,800	380,800	427,500
	28	208,400	239,200	266,300	293,400	337,600	382,500	428,800
	29	209,600	240,200	267,500	294,700	338,900	384,200	430,100
	30	210,700	241,500	269,000	296,200	340,700	385,800	431,300
	31	211,800	242,900	270,500	297,700	342,400	387,300	432,500
	32	212,900	244,100	271,800	299,200	344,200	388,800	433,600
	33	214,300	245,100	273,000	300,700	345,900	390,100	434,800
	34	215,600	246,400	274,600	302,300	347,700	391,400	436,000
	35	216,900	247,300	276,100	303,900	349,500	392,700	437,200
	36	218,200	248,500	277,600	305,500	351,400	393,800	438,400
	37	219,200	249,700	278,900	306,800	353,000	394,900	439,700
	38	220,200	250,900	280,300	308,400	354,700	396,000	440,500
	39	221,200	251,900	281,600	309,900	356,300	397,100	440,900
	40	222,200	252,900	282,900	311,400	357,900	398,200	441,600

	41	223,100	253,800	284,000	313,000	359,100	399,000	442,100
	42	223,900	254,600	285,500	314,600	360,200	399,800	442,500
	43	224,700	255,400	286,900	316,200	361,400	400,600	442,900
	44	225,600	256,200	288,200	317,800	362,600	401,400	443,300
	45	226,500	257,000	289,500	318,700	363,600	401,800	443,700
	46	227,400	258,200	291,100	320,100	364,400	402,400	444,100
	47	228,300	259,400	292,600	321,600	365,400	402,900	444,500
	48	229,200	260,500	294,000	323,200	366,500	403,300	444,800
	49	229,900	261,800	295,200	324,600	367,500	403,700	445,100
	50	230,800	263,100	296,700	325,900	368,500	404,000	445,500
	51	231,700	264,200	298,000	327,100	369,500	404,300	445,800
	52	232,500	265,200	299,500	328,300	370,400	404,600	446,100
	53	232,800	266,200	300,800	329,300	371,200	404,900	446,400
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	54	233,600	267,300	302,200	330,300	372,000	405,200	
	55	234,200	268,400	303,600	331,300	372,900	405,500	
	56	234,900	269,500	304,900	332,200	373,700	405,800	
	57	235,500	270,200	305,900	332,700	374,200	406,100	
	58	236,100	271,300	307,100	333,600	375,000	406,400	
	59	236,600	272,400	308,300	334,400	375,800	406,700	
	60	237,100	273,300	309,700	335,300	376,600	407,100	
	61	237,700	274,100	311,000	336,000	377,000	407,300	
	62	238,200	275,100	312,200	336,300	377,700	407,600	
	63	238,700	276,000	313,400	336,800	378,400	407,900	
	64	239,300	276,900	314,600	337,400	379,000	408,200	
	65	239,800	277,700	315,900	338,000	379,400	408,400	
	66	240,300	278,700	316,700	338,700	380,000	408,700	
	67	240,900	279,600	317,400	339,400	380,700	409,000	
	68	241,400	280,500	318,200	340,000	381,300	409,300	
	69	241,900	281,400	318,800	340,700	381,700	409,500	
	70	242,400	282,400	319,500	341,200	382,200	409,800	
	71	242,800	283,500	320,200	341,800	382,700	410,100	
	72	243,300	284,600	320,800	342,400	383,200	410,400	
	73	243,800	285,200	321,400	342,700	383,800	410,600	
	74	244,300	285,700	321,600	343,300	384,300		
	75	244,800	286,200	322,100	343,800	385,000		
	76	245,300	287,000	322,600	344,300	385,600		
	77	245,600	287,800	323,200	344,800	386,100		
	78	245,900	288,400	323,700	345,300	386,600		
	79	246,200	289,000	324,200	345,800	387,100		
	80	246,400	289,500	324,600	346,200	387,600		
	81	246,600	290,000	325,200	346,500	387,900		
	82	246,900	290,500	325,700	346,800	388,400		
	83	247,200	290,900	326,100	347,200	388,800		
	84	247,400	291,200	326,600	347,500	389,200		
	85	247,600	291,400	327,100	348,000	389,600		
	86		291,600	327,500	348,300	390,100		
	87		291,800	327,700	348,600	390,500		
	88		292,000	328,000	348,900	390,900		

	89		292,400	328,400	349,300	391,300		
	90		292,600	328,800	349,600	391,800		
	91		292,800	329,200	350,000	392,200		
	92		293,000	329,600	350,300	392,600		
	93		293,400	329,900	350,700	393,000		
	94		293,600	330,100	351,100	393,500		
	95		293,800	330,500	351,400	393,900		
	96		294,100	330,800	351,700	394,300		
	97		294,400	331,000	352,000	394,700		
	98		294,600	331,300	352,400			
	99		294,800	331,600	352,800			
	100		295,100	331,900	353,200			
	101		295,400	332,100	353,700			
	102		295,600	332,400	354,100			
	103		295,800	332,800	354,500			
	104		296,100	333,000	354,900			
	105		296,400	333,200	355,400			
	106			333,400				
	107			333,800				
	108			334,000				
	109			334,200				
	110			334,600				
	111			335,000				
	112			335,400				
	113			335,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		190,300	216,900	245,200	258,700	283,900	324,900	367,300

備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,100	194,500	246,800	288,400	333,200	366,700
	2	168,300	196,900	249,000	289,800	335,100	368,800
	3	169,500	199,500	251,000	291,200	337,100	370,900
	4	170,600	201,900	252,800	292,600	339,100	373,000
	5	171,700	204,300	254,800	293,700	341,100	374,600
	6	173,100	206,800	256,400	295,000	342,600	377,400
	7	174,500	209,300	258,000	296,300	344,000	380,200
	8	175,900	212,000	259,800	297,600	345,400	383,000
	9	177,100	214,400	261,700	298,600	346,400	385,700
	10	178,700	216,800	263,500	300,700	348,100	388,100
	11	180,500	219,300	265,200	302,800	350,100	390,400
	12	182,200	221,900	266,700	304,800	352,200	392,600
	13	183,600	224,300	268,300	306,900	353,700	395,000
	14	185,200	226,800	270,100	309,300	355,700	397,700
	15	186,900	229,500	271,800	311,500	357,800	400,300
	16	188,500	232,000	273,500	313,700	359,900	402,800
	17	190,000	234,300	275,000	315,900	361,900	405,300
	18	191,700	236,500	276,500	318,200	364,100	407,300
	19	193,500	238,700	278,100	320,300	366,200	409,000
	20	195,200	240,900	279,500	322,200	368,400	410,600
	21	196,800	242,700	280,800	324,000	370,500	412,100
	22	198,800	244,300	281,900	324,900	372,300	413,700
	23	200,700	245,800	283,000	325,700	373,700	415,500
	24	202,600	247,100	284,000	326,600	375,200	417,300
	25	204,300	248,600	285,100	327,500	377,000	418,900
	26	205,900	249,600	286,500	328,600	379,300	420,400
	27	207,800	250,500	287,800	329,600	381,600	422,000
	28	209,600	251,500	288,900	330,800	383,700	423,500
	29	211,100	252,800	290,000	331,800	385,500	424,500
	30	213,000	253,400	291,200	333,000	387,400	426,100
	31	215,100	254,200	292,500	334,400	389,300	427,600
	32	217,000	255,000	293,500	335,800	391,100	429,200
	33	218,900	256,100	294,200	337,000	392,800	430,700
	34	220,200	256,900	295,600	338,100	394,300	432,000
	35	221,800	257,700	296,600	339,100	395,900	433,200
	36	223,000	258,300	297,700	340,500	397,600	434,400
	37	224,100	258,800	298,500	341,900	399,100	435,400
	38	225,700	259,200	299,200	342,900	400,400	436,400
	39	227,100	259,700	299,900	344,000	401,800	437,300
	40	228,400	260,200	300,600	345,100	403,100	438,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	229,800	260,700	301,200	345,900	403,600	438,600
	42	231,000	261,100	301,700	346,900	404,900	439,200
	43	232,100	261,500	302,200	348,000	406,100	439,800
	44	233,300	261,900	302,700	349,100	407,400	440,500
	45	234,500	262,500	303,200	350,200	408,800	441,000
	46	235,500	263,100	303,900	351,500	410,200	441,300
	47	236,500	263,600	304,800	352,700	411,500	441,800
	48	237,500	264,000	305,700	353,900	412,800	442,300
	49	238,900	264,400	306,700	354,700	414,000	442,600
	50	240,000	264,700	307,600	355,900	414,900	443,200
	51	240,900	265,000	308,400	357,200	415,800	443,800
	52	241,800	265,200	309,200	358,500	416,500	444,400
	53	242,900	265,400	309,900	359,800	416,700	445,000
	54	243,800	265,700	310,600	361,100	417,100	445,700
	55	244,700	266,000	311,300	362,400	417,500	446,300
	56	245,600	266,200	312,000	363,500	418,100	446,900
	57	246,400	266,400	312,800	364,100	418,400	447,200
	58	247,200	266,700	313,700	365,300	418,600	447,900
	59	248,000	267,000	314,500	366,400	419,000	448,600
	60	248,800	267,200	315,100	367,700	419,400	449,300
	61	249,600	267,400	315,600	368,800	419,700	449,700
	62	250,400	267,700	316,000	369,400	420,200	450,000
	63	251,400	268,000	316,400	369,900	420,800	450,300
	64	252,200	268,200	316,800	370,400	421,300	450,600
	65	252,700	268,400	317,100	370,700	421,900	450,800
	66	253,500	268,600	317,700	371,100	422,500	451,100
	67	254,200	268,800	318,200	371,500	423,000	451,500
	68	254,900	269,100	318,700	371,900	423,500	451,800
	69	255,600	269,400	319,300	372,100	424,100	452,000
	70	256,100			372,400	424,600	452,300
	71	256,600			372,800	425,200	452,600
	72	257,100			373,100	425,800	452,800
	73	257,500			373,500	426,300	453,000
	74	257,800			373,700	426,900	
	75	258,100			374,100	427,400	
	76	258,300			374,400	428,000	
	77	258,500			374,700	428,500	
	78	258,800			375,200	429,100	
	79	259,100			375,700	429,800	
	80	259,300			376,100	430,400	
	81	259,500			376,500	430,700	
	82	259,800			376,900	431,300	
	83	260,000			377,400	431,900	
	84	260,200			377,900	432,500	
	85	260,500			378,300	432,900	
	86				378,800	433,400	
	87				379,200	434,100	
	88				379,600	434,800	

	89				380,100	435,000	
	90				380,600		
	91				381,100		
	92				381,600		
	93				381,900		
	94				382,300		
	95				382,800		
	96				383,200		
	97				383,700		
	98				384,000		
	99				384,600		
	100				385,000		
	101				385,600		
	102				385,900		
	103				386,400		
	104				386,800		
	105				387,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		216,700	222,000	252,100	281,500	322,500	351,500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,700	204,700	228,600	266,100	303,400	327,500	352,900	385,800	426,300
	2	190,500	206,400	230,600	267,600	305,200	329,600	355,100	388,000	428,100
	3	192,400	208,200	232,400	269,000	306,900	331,600	357,300	389,900	430,000
	4	194,100	210,000	234,200	270,400	308,700	333,600	359,200	391,800	431,900
	5	195,500	211,900	236,200	271,900	310,200	335,600	361,100	393,500	433,300
	6	197,400	214,000	237,700	273,200	312,000	337,100	363,100	395,500	434,900
	7	199,200	216,300	239,200	274,400	313,900	338,600	365,100	397,300	436,500
	8	201,100	218,600	240,800	275,600	315,800	340,100	366,900	399,100	438,000
	9	202,700	220,500	242,700	276,600	317,400	341,600	368,600	400,800	439,400
	10	204,400	222,600	244,300	277,800	319,500	343,800	370,600	402,700	441,100
	11	206,100	224,700	246,000	279,000	321,500	346,000	372,600	404,700	442,700
	12	207,800	226,500	247,500	280,100	323,500	348,000	374,600	406,700	444,100
	13	209,500	228,300	249,200	281,200	325,400	349,800	376,400	408,300	445,000
	14	211,500	230,100	251,200	282,500	327,000	351,900	378,400	410,400	446,600
	15	213,600	231,800	253,000	283,500	328,500	353,800	380,400	412,400	448,400
	16	215,600	233,400	254,800	284,600	330,000	355,700	382,400	414,500	450,200
	17	217,800	235,300	256,100	285,300	331,500	357,600	384,000	416,200	451,800
	18	219,600	236,700	257,600	286,700	333,700	359,600	386,100	417,800	453,600
	19	221,500	238,100	259,100	288,000	335,800	361,500	388,000	419,500	455,400
	20	223,400	239,500	260,500	289,300	337,900	363,500	390,000	421,100	457,100
	21	225,300	241,100	261,900	290,300	339,600	365,200	391,700	422,600	458,700
	22	227,100	242,600	262,700	291,300	341,400	367,100	393,800	424,200	460,400
	23	228,700	244,200	263,500	292,500	343,200	368,900	395,800	425,600	462,000
	24	230,200	245,800	264,400	293,600	345,000	370,800	397,800	427,000	463,800
	25	232,100	247,400	265,300	294,500	346,900	372,500	399,300	428,100	465,300
	26	233,500	249,000	266,400	296,000	348,900	374,500	401,300	429,500	466,700
	27	234,800	250,600	267,500	297,600	350,800	376,500	403,300	431,000	468,200
	28	236,200	252,200	268,400	299,100	352,700	378,500	405,400	432,500	469,500
	29	237,900	253,200	269,200	300,700	354,500	380,300	406,900	433,800	470,700
	30	239,600	254,700	270,200	302,400	356,600	382,400	408,700	435,500	471,400
	31	241,200	256,200	271,300	304,100	358,400	384,400	410,300	437,100	472,100
	32	242,700	257,600	272,200	305,800	360,300	386,500	412,000	438,700	472,800
	33	244,200	258,800	272,700	307,100	361,700	388,300	413,600	440,100	473,300
	34	245,900	259,800	273,900	308,700	363,700	390,400	415,100	441,800	474,100
	35	247,500	260,700	274,900	310,400	365,600	392,400	416,600	443,500	474,800
	36	249,100	261,600	275,900	312,000	367,600	394,300	418,100	445,100	475,400
	37	250,100	262,600	276,500	313,600	369,500	396,000	419,300	446,500	475,700
	38	251,700	263,800	277,400	315,000	371,600	397,400	420,800	447,200	476,300
	39	253,200	264,900	278,200	316,500	373,500	398,700	422,300	447,900	476,800
	40	254,600	265,700	279,000	318,100	375,500	400,000	423,700	448,600	477,300

	41	255,800	266,600	279,800	319,400	377,400	401,000	425,200	449,000	477,800
	42	256,700	267,600	280,800	320,900	379,500	402,100	426,500	449,600	478,200
	43	257,600	268,600	281,700	322,400	381,500	403,100	427,700	450,300	478,600
	44	258,400	269,400	282,500	323,900	383,500	404,100	428,900	450,900	479,000
	45	259,200	270,000	283,300	325,400	385,300	405,200	429,900	451,800	479,300
	46	260,200	271,100	284,600	327,100	387,000	406,400	430,600	452,500	479,700
	47	261,100	272,000	285,800	328,800	388,600	407,500	431,400	453,000	480,100
	48	261,700	273,100	287,100	330,400	390,200	408,600	432,200	453,500	480,500
	49	262,300	273,800	288,500	331,800	391,400	409,800	432,700	454,000	480,800
	50	263,200	274,700	290,100	333,200	392,400	410,600	433,100	454,300	
	51	264,100	275,600	291,400	334,600	393,400	411,400	433,500	454,600	
	52	265,000	276,400	292,700	336,200	394,400	412,000	433,800	455,000	
	53	265,500	277,200	294,100	337,700	395,500	412,500	434,100	455,400	
	54	266,700	277,900	295,600	339,300	396,600	413,200	434,500	455,600	
	55	267,500	278,700	297,000	340,900	397,700	413,900	434,800	455,900	
	56	268,600	279,500	298,400	342,500	398,800	414,500	435,100	456,100	
	57	269,300	280,200	299,600	343,400	400,100	415,200	435,400	456,500	
	58	270,100	281,500	301,200	345,100	400,900	415,600	435,700	456,700	
	59	270,800	282,700	302,800	346,700	401,700	416,200	436,000	456,900	
	60	271,500	284,000	304,100	348,300	402,300	416,800	436,300	457,100	
	61	272,100	285,400	305,400	349,900	402,800	417,200	436,600	457,500	
	62	272,700	286,800	306,900	351,700	403,500	417,800	436,900	457,700	
	63	273,300	288,000	308,300	353,300	404,200	418,400	437,200	457,900	
	64	273,900	289,400	309,600	355,000	404,900	418,900	437,500	458,100	
	65	274,600	290,700	310,900	356,500	405,200	419,400	437,800	458,500	
	66	275,600	291,800	312,500	358,100	405,900	420,000	438,100		
	67	276,600	292,900	313,900	359,600	406,600	420,400	438,400		
	68	277,400	294,000	315,300	361,100	407,100	420,900	438,700		
	69	278,300	295,400	316,600	362,300	407,500	421,300	438,900		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	70	279,500	296,800	318,100	363,700	408,000	421,600	439,200		
	71	280,600	298,100	319,400	365,000	408,600	421,900	439,500		
	72	281,800	299,200	320,800	366,400	409,100	422,200	439,700		
	73	282,800	300,300	321,500	367,500	409,600	422,500	439,900		
	74	283,800	301,400	323,000	368,700	410,000	422,800	440,200		
	75	284,900	302,500	324,500	369,900	410,500	423,100	440,500		
	76	285,900	303,600	326,200	371,100	411,000	423,400	440,800		
	77	286,900	304,500	328,000	372,400	411,500	423,600	441,000		
	78	288,000	305,900	329,700	373,600	412,000	423,900	441,300		
	79	289,000	307,100	331,300	374,800	412,600	424,200	441,600		
	80	289,600	308,400	332,900	375,900	413,100	424,400	441,900		
	81	290,500	309,600	334,500	377,000	413,500	424,600	442,100		
	82	291,500	311,000	336,100	378,200	414,100	424,900	442,400		
	83	292,400	312,100	337,700	379,300	414,600	425,200	442,700		
	84	293,200	313,400	339,300	380,500	414,800	425,400	443,000		
	85	294,300	314,300	340,700	381,600	415,100	425,600	443,200		
	86	295,400	315,600	342,200	382,200	415,600	425,900			
	87	296,300	316,900	343,700	382,700	415,900	426,200			
	88	297,300	318,500	345,100	383,200	416,200	426,400			

89	298,300	320,000	346,400	383,800	416,500	426,600
90	299,400	321,500	347,600	384,400	416,900	426,900
91	300,500	322,900	348,800	385,100	417,300	427,200
92	301,600	324,400	350,100	385,700	417,700	427,400
93	302,100	325,600	351,500	386,000	418,100	427,600
94	303,200	326,900	353,000	386,500	418,500	
95	304,300	328,200	354,500	387,100	418,900	
96	305,600	329,500	355,900	387,600	419,300	
97	306,700	330,700	357,200	388,000	419,600	
98	307,900	332,000	358,400	388,400		
99	309,100	333,200	359,500	389,000		
100	310,300	334,400	360,700	389,500		
101	311,400	335,800	361,800	389,900		
102	312,400	336,700	362,900	390,400		
103	313,400	337,700	364,000	391,000		
104	314,400	338,800	365,100	391,500		
105	315,200	339,900	366,300	391,800		
106	315,800	341,000	366,800	392,200		
107	316,400	342,000	367,400	392,700		
108	317,000	343,000	368,000	393,000		
109	317,500	344,200	368,600	393,300		
110	318,100	345,200	369,100	393,800		
111	318,500	346,200	369,600	394,300		
112	319,000	347,100	370,100	394,800		
113	319,800	348,000	370,500	395,100		
114	320,500	348,900	370,900	395,600		
115	321,200	349,900	371,500	396,100		
116	321,800	350,900	372,000	396,600		
117	322,400	352,000	372,400	396,900		
118	323,200	352,400	372,900	397,400		
119	323,900	353,000	373,500	397,900		
120	324,700	353,600	374,000	398,400		
121	325,300	353,900	374,200	398,800		
122	325,600	354,300	374,700	399,300		
123	326,100	354,800	375,200	399,700		
124	326,600	355,200	375,600	400,200		
125	326,900	355,600	376,100	400,600		
126		356,000	376,600	401,100		
127		356,500	377,100	401,500		
128		356,900	377,600	402,000		
129		357,300	377,900	402,400		
130		357,700	378,400			
131		358,100	378,900			
132		358,500	379,400			
133		358,700	379,700			
134		359,200	380,200			
135		359,600	380,600			
136		359,900	381,000			

	137		360,200	381,300						
	138		360,600	381,800						
	139		361,100	382,300						
	140		361,600	382,800						
	141		361,900	383,100						
	142		362,400							
	143		362,900							
	144		363,400							
	145		363,700							
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		243,200	255,000	259,100	290,500	307,100	321,300	344,900	380,300	412,100

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職 員 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,700	220,400	275,700	338,600	420,000
	2	179,200	222,100	278,000	340,600	421,800
	3	180,800	223,600	280,300	342,600	423,600
	4	182,300	225,100	282,400	344,600	425,200
	5	184,000	226,800	284,700	346,600	426,700
	6	185,900	228,100	286,900	348,200	428,200
	7	187,700	229,300	289,100	349,800	430,000
	8	189,600	230,600	291,200	351,400	431,800
	9	191,300	232,300	293,300	352,900	433,500
	10	193,400	234,000	295,600	354,900	435,300
	11	195,400	235,700	297,900	356,900	437,200
	12	197,400	237,300	300,000	358,800	439,000
	13	199,400	238,800	302,200	360,700	440,700
	14	201,500	240,800	304,000	362,600	442,600
	15	203,600	242,700	305,800	364,400	444,400
	16	205,700	244,600	307,500	366,000	446,300
	17	207,900	246,300	309,100	367,600	448,000
	18	210,000	248,700	311,300	369,400	449,800
	19	212,200	251,200	313,400	371,200	451,700
	20	214,100	253,600	315,700	373,000	453,500
	21	216,300	256,000	317,800	374,600	455,100
	22	218,000	258,400	320,000	376,500	456,800
	23	219,500	260,700	322,200	378,200	458,700
	24	221,000	262,900	324,500	379,900	460,400
	25	222,500	265,100	326,700	381,200	462,100
	26	223,700	267,300	328,900	383,000	463,700
	27	224,900	269,700	331,000	384,900	465,300
	28	226,200	271,800	333,000	386,800	466,800
	29	227,500	274,100	335,000	388,600	468,300
	30	229,000	276,400	336,400	390,400	469,600
	31	230,600	278,600	337,800	392,300	470,900
	32	232,000	280,700	339,400	394,200	472,200
	33	233,400	282,800	340,900	395,800	473,400
	34	235,100	285,100	342,900	397,500	474,100
	35	236,900	287,200	345,000	399,100	474,800
	36	238,400	289,100	346,800	400,800	475,500
	37	239,800	291,200	348,700	402,000	476,100
	38	241,300	292,900	350,600	403,400	
	39	242,800	294,700	352,600	404,800	
	40	244,300	296,400	354,500	406,200	

41	245,700	297,700	356,400	407,800
42	247,000	299,700	358,300	409,200
43	248,200	301,600	360,200	410,500
44	249,300	303,600	362,100	411,900
45	250,400	305,600	363,900	413,300
46	251,700	307,700	365,800	414,600
47	252,900	309,900	367,700	416,100
48	253,900	312,100	369,600	417,600
49	255,000	314,200	371,200	419,300
50	256,300	316,500	373,000	420,700
51	257,500	318,800	374,900	422,300
52	258,800	320,900	376,900	423,800
53	259,900	323,000	378,700	425,500
54	261,100	324,500	380,500	427,000
55	262,400	326,000	382,200	428,600
56	263,400	327,500	383,800	430,200
57	264,500	329,200	385,400	431,700
58	265,200	331,200	387,000	433,200
59	266,200	333,200	388,600	434,400
60	267,200	335,100	390,200	435,600
61	268,100	336,900	391,400	436,800
62	268,900	338,900	392,800	438,100
63	269,700	340,900	394,200	439,400
64	270,500	342,800	395,500	440,600
65	271,600	344,500	396,700	441,800
66	272,900	346,500	397,900	443,000
67	274,200	348,500	399,200	444,200
68	275,500	350,500	400,500	445,400
69	276,700	352,400	401,800	446,600
70	277,900	354,300	403,100	447,800
71	279,100	356,200	404,500	449,000
72	280,300	358,100	405,700	450,200
73	281,300	359,700	406,900	451,400
74	282,300	361,600	408,300	452,000
75	283,300	363,400	409,700	452,500
76	284,300	365,300	411,000	453,000
77	285,200	367,100	412,200	453,500
78	286,100	368,800	413,400	
79	287,000	370,400	414,700	
80	287,900	372,000	416,100	
81	288,700	373,400	417,400	
82	289,800	374,900	418,700	
83	290,800	376,300	419,700	
84	291,800	377,600	420,900	
85	292,800	378,700	422,100	
86	293,800	380,100	423,300	
87	294,800	381,500	424,500	
88	295,800	382,800	425,500	

定年前再
任用短時
間勤務職
員以外の
職員

89	296,900	384,000	426,600
90	298,000	385,400	427,600
91	299,100	386,500	428,600
92	300,100	387,700	429,600
93	300,600	388,900	430,500
94	301,600	390,000	431,300
95	302,700	391,200	432,100
96	303,900	392,400	432,900
97	304,900	393,800	433,700
98	306,000	394,800	434,100
99	307,000	395,800	434,500
100	308,000	396,800	434,900
101	308,800	397,700	435,300
102	309,900	398,700	435,600
103	310,900	399,800	435,900
104	311,900	400,900	436,100
105	312,500	401,600	436,400
106	313,400	402,500	436,700
107	314,200	403,400	437,000
108	315,000	404,300	437,200
109	315,700	405,100	437,400
110	316,100	406,000	437,700
111	316,500	406,800	438,000
112	317,000	407,600	438,200
113	317,500	408,200	438,400
114	318,000	408,900	438,700
115	318,500	409,600	439,000
116	318,900	410,300	439,200
117	319,400	410,900	439,400
118	319,900	411,400	
119	320,300	411,800	
120	320,800	412,200	
121	321,300	412,500	
122	321,700	412,800	
123	322,200	413,100	
124	322,700	413,300	
125	323,300	413,500	
126	323,600	413,800	
127	323,900	414,100	
128	324,200	414,300	
129	324,400	414,500	
130	324,700	414,800	
131	325,000	415,100	
132	325,300	415,300	
133	325,500	415,500	
134	325,700	415,800	
135	325,900	416,100	
136	326,200	416,300	

	137	326,500	416,500			
	138	326,700	416,800			
	139	327,000	417,100			
	140	327,300	417,300			
	141	327,500	417,500			
	142	327,700	417,800			
	143	328,000	418,200			
	144	328,200	418,400			
	145	328,500	418,600			
	146	328,700	418,900			
	147	329,000	419,200			
	148	329,300	419,400			
	149	329,500	419,600			
	150	329,700	419,900			
	151	330,000	420,200			
	152	330,300	420,400			
	153	330,500	420,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		235,700	276,100	304,900	333,200	417,800

備考(一) この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職 員 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,700	194,000	275,700	304,100	409,700
	2	179,200	196,100	278,000	306,700	411,200
	3	180,800	198,200	280,300	309,500	412,700
	4	182,300	200,400	282,400	311,900	414,100
	5	184,000	202,500	284,700	314,200	415,400
	6	185,900	204,600	286,900	316,300	416,800
	7	187,700	206,700	289,100	318,500	418,300
	8	189,600	208,800	291,200	320,600	419,700
	9	191,300	211,000	293,300	322,600	421,100
	10	193,400	213,400	295,600	324,800	422,500
	11	195,400	215,700	297,900	327,100	423,900
	12	197,400	218,000	300,000	329,400	425,200
	13	199,400	220,400	302,200	331,600	426,500
	14	201,500	222,100	304,000	333,400	427,900
	15	203,600	223,600	305,800	335,200	429,300
	16	205,700	225,100	307,500	336,900	430,700
	17	207,900	226,800	309,100	338,600	431,900
	18	210,000	228,100	311,300	340,600	433,200
	19	212,200	229,300	313,400	342,600	434,400
	20	214,100	230,600	315,700	344,600	435,700
	21	216,300	232,300	317,800	346,600	436,800
	22	218,000	234,000	320,000	348,200	438,000
	23	219,500	235,700	322,200	349,800	439,300
	24	221,000	237,300	324,500	351,400	440,600
	25	222,500	238,800	326,700	352,900	441,900
	26	223,600	240,800	328,900	354,700	443,100
	27	224,700	242,700	331,000	356,400	444,100
	28	225,900	244,600	333,000	358,100	445,200
	29	227,400	246,300	335,000	359,700	446,400
	30	228,900	248,700	336,400	361,300	447,200
	31	230,400	251,200	337,800	362,900	448,000
	32	231,900	253,600	339,400	364,400	448,900
	33	233,200	256,000	340,900	365,700	449,800
	34	234,800	258,400	342,900	367,200	450,300
	35	236,500	260,700	345,000	368,700	450,800
	36	237,900	262,900	346,800	370,400	451,400
	37	239,200	265,100	348,600	372,100	451,900
	38	240,600	267,300	350,300	373,600	
	39	242,000	269,700	352,100	374,900	
	40	243,400	271,800	353,700	376,300	

41	244,700	274,100	355,200	377,400
42	246,000	276,400	356,900	378,800
43	247,200	278,600	358,500	380,200
44	248,500	280,700	360,100	381,700
45	249,800	282,800	361,800	383,100
46	251,200	285,100	363,500	384,800
47	252,400	287,200	364,800	386,300
48	253,500	289,100	366,200	387,800
49	254,600	291,200	367,400	389,100
50	255,900	292,900	368,900	390,600
51	257,200	294,700	370,500	392,000
52	258,200	296,400	372,000	393,300
53	259,300	297,700	373,400	394,500
54	260,700	299,700	374,900	395,800
55	261,700	301,600	376,400	396,900
56	262,700	303,600	377,800	398,000
57	263,700	305,600	379,200	399,200
58	264,700	307,700	380,600	400,400
59	265,700	309,900	381,900	401,600
60	266,700	312,100	383,200	402,800
61	267,600	314,200	384,100	403,900
62	268,300	316,500	385,400	404,900
63	269,000	318,800	386,500	406,200
64	269,600	320,900	387,600	407,400
65	270,300	323,000	388,400	408,600
66	271,500	324,500	389,500	409,700
67	272,600	326,000	390,500	410,800
68	273,700	327,500	391,500	411,900
69	275,000	329,200	392,600	412,900
70	276,400	331,200	393,600	414,100
71	277,600	333,200	394,700	415,300
72	278,800	335,100	395,800	416,500
73	279,600	336,900	396,800	417,100
74	280,500	338,900	397,900	418,000
75	281,500	340,800	399,000	418,700
76	282,500	342,700	400,000	419,200
77	283,400	344,400	400,900	419,500
78	284,500	346,200	401,800	419,900
79	285,600	347,900	402,800	420,300
80	286,400	349,600	403,800	420,700
81	287,200	351,500	404,600	421,000
82	288,000	353,200	405,400	421,400
83	288,800	354,600	406,100	421,800
84	289,600	356,200	406,900	422,100
85	290,500	357,400	407,600	422,400
86	291,300	359,000	408,400	422,800
87	292,000	360,500	409,100	423,200
88	292,800	362,000	409,800	423,500

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	293,700	363,300	410,400	423,800
90	294,600	364,600	411,100	424,100
91	295,500	365,900	411,600	424,400
92	296,200	367,300	412,300	424,600
93	296,500	368,700	412,700	424,800
94	297,200	370,000	413,100	
95	297,900	371,200	413,400	
96	298,600	372,300	413,700	
97	299,300	373,300	413,900	
98	300,100	374,300	414,200	
99	300,900	375,300	414,500	
100	301,600	376,200	414,700	
101	302,300	377,000	414,900	
102	302,700	378,000	415,200	
103	303,100	378,900	415,500	
104	303,500	379,800	415,700	
105	303,700	380,600	415,900	
106	304,000	381,500	416,200	
107	304,300	382,400	416,500	
108	304,500	383,300	416,700	
109	304,700	384,100	416,900	
110	304,900	385,200	417,200	
111	305,200	386,100	417,500	
112	305,500	387,000	417,700	
113	305,700	387,600	418,000	
114	305,900	388,500	418,300	
115	306,100	389,400	418,600	
116	306,400	390,300	418,800	
117	306,700	391,100	419,000	
118	306,900	391,800		
119	307,200	392,600		
120	307,500	393,400		
121	307,700	394,000		
122	307,900	394,800		
123	308,100	395,500		
124	308,400	396,200		
125	308,700	396,800		
126		397,500		
127		398,000		
128		398,600		
129		399,300		
130		399,900		
131		400,400		
132		400,900		
133		401,200		
134		401,500		
135		401,800		
136		402,100		

137			402,400			
138			402,700			
139			403,000			
140			403,300			
141			403,600			
142			403,900			
143			404,200			
144			404,500			
145			404,700			
146			405,000			
147			405,300			
148			405,500			
149			405,700			
150			406,000			
151			406,300			
152			406,500			
153			406,700			
154			407,000			
155			407,300			
156			407,500			
157			407,700			
158			408,000			
159			408,300			
160			408,500			
161			408,700			
162			409,000			
163			409,300			
164			409,500			
165			409,700			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		226,900	272,900	300,000	326,500	407,800

備考(一) この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

号	給	給 料 月 額
		円
1		381,100
2		428,300
3		478,400
4		540,600
5		616,800
6		720,200
7		841,500

別記第 3

号	給	給 料 月 額
		円
1		403,200
2		462,400
3		523,600
4		604,800
5		703,100
6		802,400

号	給	給 料 月 額
		円
1		337,000
2		372,100
3		399,200

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係

令和5年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数	2
第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比	2
第3表 職員の平均給与月額	3
第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額	3
第5表 給料表別・級別平均給与月額	4
第6表 給料表別・級別・号給別人員	6
第7表 給料表別・性別・年齢別人員	23
第8表 職員の扶養親族数別人員	25
第9表 管理職手当の支給状況	25
第10表 住居手当の支給状況	25
第11表 通勤方法	26
第12表 通勤手当の支給状況	27
第13表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員	28
第14表 交通用具使用者の通勤距離別人員	30
第15表 単身赴任手当の支給状況	32
第16表 年次有給休暇の取得状況	33

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	35
第17表 産業別・企業規模別調査事業所数	36
第18表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	36
第19表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	37
第20表 民間における初任給の改定状況	48
第21表 民間における家族手当の支給状況	48
第22表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	49
第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	49

3 生計費及び労働経済関係

令和5年4月の標準生計費算定方法	50
第24表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費	51
第25表 労働経済指標	52

1 職員給与関係

令和5年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与の実態を把握するとともに、給与制度についての基礎資料を得ることを目的として実施した。

(2) 調査対象

令和5年4月1日に在職する職員で、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける者とした。一般職の職員のうち調査から除外した者を掲げると、次のとおりである。

ア 技能労務職員

イ 企業局及び病院局に勤務する職員

ウ 無給派遣職員

エ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣されている職員（ウに該当する職員を除く。）

オ 休職者

カ 会計年度任用職員

キ 臨時的任用職員

(3) 調査事項

令和5年4月分の給与、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

第1表 給料表別職員数・性別人員・学歴別人員・平均年齢・平均経験年数

区分 給料表	職員数	性別人員		学歴別人員				平均年齢	平均経験年数
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
全職種	14,953	8,828	6,125	12,660	629	1,658	6	42.0	19.5
行政職	4,312	2,844	1,468	3,238	221	852	1	40.8	18.8
研究職	234	176	58	231	3			40.7	17.7
医療職(一)	18	12	6	18				45.9	21.9
医療職(二)	169	81	88	149	20			40.8	17.8
海事職	33	31	2	12	11	5	5	47.3	26.1
公安職	2,044	1,809	235	1,279	16	749		38.2	16.8
教育職(一)	2,521	1,437	1,084	2,418	51	52		45.9	23.0
教育職(二)	5,621	2,437	3,184	5,314	307			42.4	19.5
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x

- (注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)
 2 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は含まれていない。
 3 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表である。
 4 任期付研究員は在職していない。
 5 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第2表 給料表別・性別・学歴別人員構成比

区分 給料表	計	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職種	%	%	%	%	%	%	%
行政職	100.0	59.0	41.0	84.7	4.2	11.1	0.0
研究職	100.0	75.2	24.8	98.7	1.3		
医療職(一)	100.0	66.7	33.3	100.0			
医療職(二)	100.0	47.9	52.1	88.2	11.8		
海事職	100.0	93.9	6.1	36.4	33.3	15.2	15.2
公安職	100.0	88.5	11.5	62.6	0.8	36.6	
教育職(一)	100.0	57.0	43.0	95.9	2.0	2.1	
教育職(二)	100.0	43.4	56.6	94.5	5.5		
特定任期付職員	100.0	x	x	x	x	x	x

(注) 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

給与種目	行政職給料表適用職員		全職員	
	令和5年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和4年4月
給料	316,564	318,920	346,649	348,188
扶養手当	8,921	9,324	9,225	9,433
管理職手当	7,096	8,305	5,551	5,874
地域手当	747	874	394	441
住居手当	7,731	7,409	7,815	7,550
その他	641	587	1,568	1,601
合計 (平均給与月額)	341,700	345,419	371,202	373,087

- (注) 1 給料には、給料の調整額、教職調整額を含む。
 2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。

(参考) 職員の平均給与月額

給与種目	行政職給料表適用職員	
	令和5年6月	令和5年4月
給料	317,080	316,564
扶養手当	8,935	8,921
管理職手当	8,094	7,096
地域手当	915	747
住居手当	8,037	7,731
その他	541	641
合計 (平均給与月額)	343,602	341,700

- (注) 令和5年6月の給与は、令和5年5月15日付け定期人事異動に伴う昇任(昇格)を反映している。

第4表 行政職給料表の年齢階層別・学歴別人員及び平均給料月額

年齢階層	学歴	大学卒		短大卒		高校卒		計	
		人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
18~24	歳	367	197,851	30	182,410	106	175,809	503	192,285
25~29		443	224,854	31	216,226	97	219,904	571	223,544
30~34		456	260,899	19	253,074	52	252,279	527	259,767
35~39		365	297,706	19	288,237	38	288,058	423	296,250
40~44		364	347,051	34	344,759	77	334,529	475	344,857
45~49		432	375,669	17	369,718	117	366,335	566	373,561
50~54		403	395,377	30	388,680	207	385,278	640	391,796
55~59		408	413,787	41	394,812	158	401,489	607	409,304
60~									
合計		3,238	313,969	221	309,117	852	323,755	4,312	315,634
平均年齢		40.2		41.0		43.2		40.8	

- (注) 1 この表でいう平均給料月額には、給料の調整額を含まない。
 2 中学卒は、該当人員が1名であるため記載を省略しているが、計には含まれる。

第5表 給料表別・級別平均給与月額

給料表	級	職員		平均給与月額						
		人員	構成比	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計
全職種		人	%	円	円	円	円	円	円	円
			14,953	100.0	346,649	9,225	5,551	394	7,815	1,568
行政職	1	448	10.4	193,184	388			8,805	24	202,401
	2	581	13.5	218,047	1,108		561	14,367	30	234,113
	3	930	21.6	273,511	6,852		820	10,193	343	291,719
	4	1,066	24.7	356,809	13,407	139	531	5,707	521	377,114
	5	882	20.5	389,774	14,416	2,251	411	4,825	698	412,375
	6	93	2.2	402,804	12,570	59,944	2,143	2,862	2,903	483,226
	7	266	6.2	430,205	10,827	68,784	2,101	3,289	2,546	517,752
	8	38	0.9	459,258	5,000	94,000	5,277	1,421	7,106	572,062
	9	8	0.2	492,550	4,375	127,700	30,503	3,375	3,750	662,253
	計	4,312	28.8	316,564	8,921	7,096	747	7,731	641	341,700
研究職	1									
	2	75	32.1	252,017	620			13,519	1,800	267,956
	3	117	50.0	364,595	12,132			6,820	1,940	385,487
	4	38	16.2	417,274	12,789			6,084		436,147
	5	4	1.7	462,975	8,625	19,400				491,000
	計	234	1.6	338,749	8,489	331		8,731	1,547	357,847
医療職(一)	1	2	11.1	320,300			51,248	27,000	308,600	707,148
	2	5	27.8	390,960	4,600		63,290	16,200	306,620	781,670
	3	3	16.7	480,200	8,333		78,166	9,000	304,200	879,899
	4	8	44.4	574,450	2,125	102,200	108,604		67,013	854,392
	計	18	0.1	479,533	3,611	45,422	84,571	9,000	199,945	822,082
医療職(二)	1	x	0.6	x	x	x	x	x	x	x
	2	14	8.3	231,436				13,929	9,642	255,007
	3	23	13.6	260,230	870			10,870	23,997	295,967
	4	40	23.7	290,113	6,075			8,385	19,125	323,698
	5	75	44.4	373,592	13,160			3,815	7,453	398,020
	6	4	2.4	408,325	10,750	62,300				481,375
	7	12	7.1	431,917	14,333	67,167		4,500		517,917
	計	169	1.1	330,722	8,669	6,244		6,789	11,899	364,323
海事職	1	x	3.1	x	x	x	x	x	x	x
	2									
	3	4	12.1	303,425	14,875			12,225		330,525
	4	25	75.8	368,676	14,360			5,700		388,736
	5	2	6.1	418,050	14,000			13,500		445,550
	6	x	3.1	x	x	x	x	x	x	x
	計	33	0.2	361,342	13,531	1,685		6,618		383,176

給料表	級	職員		平均給与月額							
		人員	構成比	給料	扶養手当	管理職手当	地域手当	住居手当	その他	計	
		人	%	円	円	円	円	円	円	円	
公安職	1	137	6.7	204,666				1,845		206,511	
	2	235	11.5	232,791	1,055			15,128	256	249,230	
	3	503	24.6	281,145	12,358		457	12,354	1,882	308,196	
	4	600	29.4	348,735	20,917		482	6,586	4,937	381,657	
	5	346	16.9	396,243	22,078		240	4,656	6,690	429,907	
	6	134	6.6	418,746	24,563		2,626	3,613	2,463	452,011	
	7	31	1.5	433,390	16,226	51,948			871	11,613	514,048
	8	38	1.9	450,326	15,947	73,800	5,266	1,295	7,895	554,529	
	9	20	1.0	472,415	9,025	91,860				15,000	588,300
	計	2,044	13.7	326,130	15,281	3,058	565	7,899	3,705	356,638	
教育職(一)	1	38	1.5	301,709	12,329			13,495	789	328,322	
	2	2,212	87.7	383,743	9,340			7,778	67	400,928	
	特2	129	5.1	448,429	14,570			4,366	930	468,295	
	3	91	3.6	451,995	14,775	47,795		3,678	1,978	520,221	
	4	51	2.0	474,529	11,725	67,306		1,961	1,765	557,286	
	計	2,521	16.9	390,117	9,897	3,087		7,423	226	410,750	
教育職(二)	1										
	2	4,699	83.6	343,324	6,066			9,038	873	359,301	
	特2	205	3.6	426,663	11,746			3,182	783	442,374	
	3	381	6.8	426,432	14,236	45,912		3,377	3,133	493,090	
	4	336	6.0	443,201	8,888	56,176		2,040	3,195	513,500	
	計	5,621	37.6	357,967	6,995	6,470		8,022	1,163	380,617	
特定任期付職員	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	計	x	0.0	x	x	x	x	x	x	x	

- (注) 1 計の構成比は、各給料表の合計人員の全職員に対する構成比である。
2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100%とならない場合がある。
3 特定任期付職員の欄における級は、号給である。

第6表 給料表別・級別・号給別人員

1 行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		9							
3		1							
4		7							1
5		115							1
6		15							
7		15	14						
8		8	16			1			
9	13	61	11				1		
10		19	69						
11		12	23						
12	12	7	17						
13		68	13						
14	3	20	54						1
15	1	20	12				1		2
16		3	22						
17	12	57	11						1
18	10	16	48	4					1
19	5	20	12	2					1
20	2	9	17	3				1	
21	19	67	18	4					
22	3		68	3					
23	3	5	9	5					
24	2	4	24	7					
25	13	3	12	9					
26	2	4	51	10				2	
27			13	15				4	
28	1	1	24	11				5	
29	4	3	23	7				6	
30	145	1	43	18			1	8	
31	3	1	19	14			36	7	
32	3	1	17	16			68	3	
33	103	3	12	14			15	2	
34	13		35	19		1	10		
35	5	2	19	12			2		
36	1		13	10			19		
37		1	8	9			25		
38	10		26	13			19		
39	1		10	11			4		
40	3		9	16			9		
41	9	1	5	12	1		13		
42	4		19	17			6		
43	4		6	17			5		
44			3	18	2		3		
45	2		1	23			4		
46	3		7	20	4		4		
47			4	19	2		7		
48	2		7	19	4		5		
49	1		6	19	5		3		
50	5		8	31	5		2		
51	2		3	30	6		1		
52		1	4	15	3	3	1		
53	2		2	27	3	2	1		
54	5		8	15	11	10			
55			3	20	6	15	1		
56	2		2	19	14	21			
57	1		3	17	13	17			
58	4		5	10	8	14			
59	1		1	17	9	5			
60			3	25	16	2			
61	1			17	17	1			
62	1		2	12	14				
63	1		2	15	8				
64	1		2	14	23				
65			1	12	10	1			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66	1		2	15	19				
67			1	17	13				
68				18	16				
69	1		4	11	11				
70	1		1	9	17				
71				9	11				
72				7	23				
73				12	11				
74				10	19				
75			1	9	8				
76			1	9	19				
77	1			16	20				
78			1	12	14				
79			1	10	7				
80				13	20				
81				10	18				
82				4	5				
83			1	5	31				
84	1		1	5	23				
85			2	8	19				
86				2	9				
87			1	5	18				
88				8	19				
89			2	3	27				
90				6	31				
91				10	25				
92			1	6	25				
93			1	7	19				
94			1	4	16				
95			1	4	14				
96				4	22				
97			1	3	137				
98				5					
99			1	3					
100				3					
101				85					
102									
103									
104									
105			1						
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			5						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
人員計	448	581	930	1,066	882	93	266	38	8
								適用職員数	4,312人

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示した。

2 研究職給料表

〔試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用〕

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		7			
6					
7					
8		4	2		
9					
10			1		
11		1			
12		5	2		
13		2			
14		1	2		
15					
16		5	1		
17					
18		2	8		
19			2		
20		5	2		
21		2	1		
22		1	5		
23		1			
24		4	1		
25		1			1
26		4	6		1
27			1		
28		4	1		1
29					
30		4	3		
31		1	2		
32		3			
33			2		
34		5	2		
35			1		
36		5			
37		1	2		
38		3	1		
39			1		
40		1			1
41			1		
42		1			
43				1	
44			1		
45			1		
46			2	5	
47			1	1	
48			1		
49			2	16	
50			1	2	
51			1	3	
52				2	
53				2	
54				2	
55			1		
56			1	2	
57					
58			2	2	
59		2	1		
60			1		
61			1		
62			2		
63					
64			4		

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級
65	人	人	人	人	人
66			1		
67			1		
68			1		
69			1		
70			1		
71			3		
72			1		
73					
74			1		
75					
76					
77			1		
78					
79					
80			2		
81			1		
82			2		
83			2		
84					
85			1		
86					
87			1		
88			2		
89			2		
90			3		
91			1		
92					
93			17		
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
人員計		75	117	38	4
適用職員数					234人

3 医療職給料表(一) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8		2	1	
9				
10				
11				
12		1		
13				
14				
15				
16		1		
17				
18				
19				
20	2			
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42			1	
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

給号 級	1級	2級	3級	4級
53	人	人	人	人
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				8
66		1		
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
人員計	2	5	3	8
適用職員数				18人

4 医療職給料表(二) (保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		1					
9			1	3			
10							
11			5	7			
12		1		1			
13			2	2			
14			4				
15			4	6			
16		3					
17				1			
18							
19				3			
20		1	1				
21				1			
22		5	1				
23			2	2	4		
24			1		1		
25				2	2		2
26							1
27			1	1	2		4
28				1	2		
29					1		1
30		1					2
31				3	3		1
32					1		1
33		1		1			
34					2		
35				3			
36					1		
37				1	1		
38					3		
39							
40	1				1		
41			1		4		
42							
43							
44							
45							
46					1		
47						1	
48					1		
49					1		
50							
51					2		
52						1	
53					1	1	
54							
55					1	1	
56					1		
57							
58					2		
59					1		
60							

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
61	人	人	人	人	人	人	人
62							
63					1		
64				1	2		
65							
66							
67					1		
68							
69							
70							
71		1					
72					1		
73					1		
74							
75					1		
76							
77					1		
78					2		
79					1		
80							
81							
82							
83							
84					2		
85					2		
86							
87							
88					2		
89					1		
90							
91							
92					1		
93							
94					2		
95					2		
96					3		
97					10		
98							
99							
100							
101				1			
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
人員計	1	14	23	40	75	4	12

適用職員数	169人
-------	------

5 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20					1	
21						
22						
23						
24					1	
25	1					
26						
27						
28						
29						
30						
31					1	
32				1		
33						
34						
35				1		
36						
37						
38						
39					1	
40						
41						
42					1	
43				1		
44						
45						1
46						
47						
48					1	
49						
50						
51						
52						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
53						
54				1		
55						
56						
57				1		
58				1		
59						
60						
61						
62					1	
63						1
64						
65						
66						
67				1		
68						
69			1			
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84				1		
85						
86				1		
87						
88				1		
89						
90						
91				1		
92						
93				1		
94						
95						
96						
97						
98						
99				2		
100						
101						
102				1		
103						
104				1		
105				6		
人員計	1		4	25	2	1
適用職員数					33人	

6 公安職給料表 (警察官に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7	29	1							
8		16							
9		1							
10	19	1							
11	10	1							
12		24							
13		1							
14	5	2							
15	6	1							
16	3	21	1						
17		1	1						
18	2	3							
19									
20		14	1						
21		7	8						
22	1	2	7		2				
23	26	2	4						
24		42	36						
25		4	8	5	1				
26	23	8	10	2	2				
27	2	1	3	2	3				
28	3	27	24	6	2				
29		2	14	2	1				
30	1	5	16	8	2				1
31	3		7	5	4				
32	1	37	29	15	4				9
33		2	10	8	1				1
34		1	8	12	4				2
35	1		7	7	2				
36			24	7	4				1
37		2	7	6	3				1
38			11	12	1				1
39			6	10	7				1
40	1		15	3	6				
41			9	7	1	1			
42			8	6	7			4	1
43			4	4	9				1
44		1	14	6	7	2		6	
45		1	9	9	3	1			1
46			5	11	7	1			
47			7	8	7	2			
48		1	10	7	3			4	
49			6	8	8	1		2	
50			9	13	8	1	1		
51			11	10	9	2		2	
52			10	9	7	1		1	
53			6	10	9	5	9	3	
54			5	8	4	2	2	2	
55			5	8	4	3	8	1	
56			7	6	9	7	3	2	
57			11	9	4		1	3	
58			2	19	7	2	2		
59			9	17	9	4	1		
60		1	1	9	7	3	1		1
61			5	9	7	3		1	
62			5	10	5	3			
63	1		5	12	4	3			
64			3	4	1	6		2	
65			3	7	2	1		1	
66			7	4	9				
67			2	19	3	3			
68			3	9	5	3			
69			5	7	2	2	1		
70			5	7	1	3			
71			2	6	9	1			
72			6	7	6	4			

給号 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73	人	人	人	人	人	人	人	人	人
74			6	6	4	3	1		
75			1	6	5	3			
76			3	7	4	4			
77			6	8	5	2			
78			2	9	3	4			
79			1	4	3	2			
80			2	9	1	3			
81			2	4	1				
82			1	4	2	1			
83			2	3	7	3			
84				1	6	1			
85			2	3	1	1			
86		1	1	5	2	3	1		
87			2	6	3	3			
88			2	4	4	6			
89			1	4	2	2			
90			1	5	3	1			
91			1	3	2	1			
92			3	2	1	1			
93			1	3	3	22			
94			1	3	5				
95				4	3				
96				3	2				
97				4	36				
98				5					
99				2					
100		1	1	3					
101			1	1					
102				2					
103				3					
104				4					
105			1	1					
106			1	5					
107			1						
108				1					
109									
110				3					
111			1	5					
112				5					
113				2					
114				2					
115				3					
116				5					
117				2					
118				2					
119				2					
120				1					
121				1					
122									
123				4					
124				2					
125				7					
126				5					
127				1					
128				4					
129				10					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	137	235	503	600	346	134	31	38	20
適用職員数								2,044人	

7 教育職給料表(一)

〔県立学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手等に適用〕

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5	1	27			
6					
7					
8		15			
9		6			
10		2			
11		1			
12		16			
13		5			
14		4			
15		2			
16		13			
17		8			
18		3			
19		3			
20		19			
21		4			1
22		6			
23		7			
24		32			
25		12			1
26		6			
27		7			1
28		23			3
29		4			3
30		9			4
31		7			5
32		27			1
33		9			3
34		10			4
35		8			1
36		18			4
37	1	4			20
38		5			
39	1	11			
40	1	22			
41		15			
42		7			
43	1	8			
44		31			
45		7			
46		10		1	
47		14			
48		18			
49		9			
50		10			
51		7			
52		23			
53		8			
54		9		4	
55		14			
56		23		1	
57		5		1	
58		5		1	
59	1	7		8	
60		17		8	
61	2	5		3	
62		3		2	
63		15		5	
64		16	1	3	
65		10		6	
66	2	12		2	
67		15	1	6	
68		8		3	
69		9			
70		13	2	1	
71		6	2	5	
72	2	19	1	3	
73		11		3	
74	1	12		2	
75		13	1	2	
76		11	1	2	
77		8		19	
78		15			
79		12			
80		21			

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
81		10	3		
82		18	3		
83		10			
84		19	2		
85		11			
86	1	14	4		
87	1	14	4		
88		15	6		
89		15	4		
90	1	25	4		
91		13	2		
92		13	3		
93	2	11	6		
94	1	12	3		
95	1	11	4		
96		20	6		
97	2	10	4		
98		23	4		
99		12	6		
100	1	10	3		
101	1	15	4		
102	2	17	3		
103	1	12	4		
104	1	14	5		
105	1	13	2		
106		24	5		
107		17	3		
108	2	22	2		
109		10	5		
110		17	3		
111	2	16	1		
112		21	1		
113		17			
114	1	14	2		
115		6	2		
116		20	1		
117		25	6		
118		19			
119		14			
120		25			
121		17			
122		19			
123		21			
124		28			
125		13			
126		14			
127		18			
128		23			
129		20			
130		17			
131		12			
132		32			
133		16			
134		19			
135		24			
136		21			
137		10			
138		24			
139		27			
140		32			
141		10			
142		52			
143		31			
144	1	34			
145		34			
146	2	38			
147		49			
148		15			
149		20			
150		11			
151		13			
152		13			
153	1	25			
人員計	38	2, 212	129	91	51
適用職員数				2, 521人	

8 教育職給料表(二) (市町村立の小学校・中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、
主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭等に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		10			
8					
9					
10		23			
11		3			
12		1			
13		1			
14		13			
15		1			
16		2			
17		147			1
18		7			
19		2			
20		132			7
21		25			23
22		18			25
23		1			19
24		130			16
25		21			23
26		9			17
27		8			19
28		127			20
29		27			21
30		21			19
31		8			12
32		133			14
33		14			15
34		23			17
35		14			6
36		114			18
37		13			44
38		17			
39		17			
40		113			
41		11			
42		18			
43		19			
44		101			
45		15			
46		36			
47		11			
48		97			
49		7			
50		27			
51		9			
52		91		1	
53		11			
54		22			
55		16			
56		88			
57		12		1	
58		24		1	
59		21			
60		55			
61		14	1		
62		29			
63		25	1		
64		56		1	
65		13		1	
66		25	3	1	
67		23		1	
68		57	1	3	
69		13	1	2	
70		10	2	2	
71		20	1	11	
72		38		4	
73		9	2	14	
74		24	1	14	
75		22	2	29	
76		43	2	25	
77		12		20	
78		21	3	12	
79		27	2	22	
80		23	4	20	
81		18	2	10	
82		29	1	13	
83		21		25	
84		29	3	17	

級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
85	人	20	人	3	人
86		35		4	15
87		19		1	14
88		28		5	25
89		26		4	15
90		31		4	10
91		17		6	3
92		28		7	9
93		22		9	7
94		25		9	33
95		31		1	
96		27		4	
97		32		11	
98		24		17	
99		21		7	
100		39		12	
101		23		5	
102		31		11	
103		21		11	
104		20		4	
105		23		4	
106		19		5	
107		20		7	
108		21		3	
109		28		3	
110		29		2	
111		20		2	
112		14			
113		20			
114		25		3	
115		15		1	
116		28		2	
117		19		6	
118		31			
119		7			
120		16			
121		29			
122		28			
123		19			
124		25			
125		20			
126		20			
127		12			
128		22			
129		24			
130		17			
131		13			
132		25			
133		19			
134		13			
135		22			
136		18			
137		24			
138		28			
139		11			
140		26			
141		35			
142		11			
143		26			
144		33			
145		25			
146		23			
147		22			
148		32			
149		30			
150		23			
151		41			
152		49			
153		25			
154		63			
155		68			
156		71			
157		40			
158		34			
159		69			
160		41			
161		36			
162		53			
163		33			
164		22			
165		37			
人 員 計		4,699	205	381	336
適用職員数					5,621人

9 特定任期付職員給料表

〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号給	人員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
7	

適用職員数	x人
-------	----

第7表 給料表別・性別・年齢別人員

年齢	給料表	全職種		行政職		研究職		医療職(一)		医療職(二)	
	計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
16	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17											
18	37	21	16	8	5						
19	46	31	15	6	6						
20	58	40	18	16	7						
21	88	46	42	19	10						
22	348	142	206	57	71	3	3				
23	403	198	205	72	75	3	2				1
24	410	201	209	76	75	5	3				1
25	365	176	189	56	50	4	3				4
26	402	216	186	79	41	4	3	2		2	3
27	384	198	186	55	48	4	1			4	6
28	377	211	166	64	46	10					3
29	399	215	184	70	62	6	2		1	7	4
30	384	202	182	60	48	9	1	1		2	8
31	327	183	144	58	38	2	3		1	2	5
32	358	209	149	64	54		4	2		4	2
33	333	192	141	59	45	4	2			1	2
34	345	196	149	56	45	2	4			5	
35	333	208	125	63	37	5	6			1	1
36	255	166	89	49	20	4	4			3	2
37	251	160	91	63	25	4				1	2
38	297	181	116	57	21	4	2			3	3
39	285	160	125	56	32	4	1			3	2
40	289	180	109	52	23	2	1			1	4
41	312	180	132	59	34	3	2			3	1
42	291	184	107	56	24	3			1	1	1
43	366	235	131	77	37	3	3		1	3	1
44	362	220	142	75	38	4				1	4
45	340	210	130	81	23	4	1			1	
46	350	211	139	80	24		2			3	1
47	347	209	138	76	30	4					3
48	405	241	164	85	34	2				2	1
49	455	272	183	96	37	7				1	2
50	478	284	194	106	44	5	1	1		1	3
51	433	245	188	69	39	4				3	2
52	460	271	189	104	32	9				4	4
53	438	256	182	72	39	8	1		2	1	4
54	516	341	175	102	33	9	2			5	2
55	514	324	190	100	26	3				4	
56	491	317	174	94	19	9				1	
57	526	345	181	82	30	7				3	2
58	533	358	175	107	17	9	1			3	2
59	554	385	169	108	24	4				2	2
60以上	8	8						6			
合計	14,953	8,828	6,125	2,844	1,468	176	58	12	6	81	88

給料表 年齢	海事職		公安職		教育職(一)		教育職(二)		特定任期付職員	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
16										
17										
18			13	11						
19			24	9	1					
20	1		20	6			3	5		
21			19	15			8	17		
22			35	12	7	16	40	104		
23			41	10	9	14	73	103		
24			37	17	9	14	74	99		
25			33	13	14	11	69	108		
26			42	13	16	24	71	102		
27			48	11	28	21	59	99		
28			42	11	28	17	67	89		
29			47	10	18	28	67	77		
30			45	5	20	23	65	97		
31	2	1	36	7	24	18	59	71		
32			46	4	30	25	63	60		
33			59	9	19	25	50	58		
34			63	8	21	28	49	64		
35		1	57	6	26	27	56	47		
36	1		58	1	17	17	34	45		
37			47	2	12	14	33	48		
38	1		66	7	21	20	29	63		
39	1		49	2	16	25	31	63		
40			71	6	23	18	31	57		
41	1		63	4	22	34	29	57		
42			70	2	22	26	32	53		
43			73	7	40	32	39	50		
44			68	7	32	30	40	63		
45			43	2	42	34	39	70		
46	3		41	3	39	38	45	71		
47	3		50	3	40	31	36	71		
48	2		36	2	50	49	64	78		
49	2		48	3	49	54	69	87		
50	2		35	2	70	52	64	92		
51	1		42	1	56	49	70	97		
52			32	1	53	40	69	112		
53	3		35		54	32	83	104		
54			38	1	71	37	116	100		
55	2		34	1	78	31	103	132		
56	1		26		79	31	107	124		
57	1		29		99	32	124	117		
58	2		21	1	92	33	124	121		
59	1		27		90	34	153	109		
60以上	1									
合 計	31	2	1,809	235	1,437	1,084	2,437	3,184	x	x

第8表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該当職員数			
		うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である 子を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1人	人 2,177	人 799	人 1,258	人 120
2人	2,233	761	2,190	59
3人	1,483	947	1,478	27
4人	467	405	467	12
5人	56	52	56	5
6人以上	7	5	7	
計	6,423	2,969	5,456	223

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.9人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,475円(平均扶養親族数は2.1人)である。

第9表 管理職手当の支給状況

支給区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	9種	10種	受給者計	受給者1人当たり 平均手当月額
受給者	人 6	人 3	人 53	人 8	人 124	人 66	人 258	人 127	人 420	人 359	人 1,424	円 58,290

第10表 住居手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者					配偶者の居住する 借家・借間		職員1人当たり 平均手当月額
		受給者数			受給者1人 当たり平均 手当月額	受給者数	受給者1人 当たり平均 手当月額		
		手当月額 11,000円未満 の受給者	手当月額 11,000円以上 27,000円未満 の受給者	手当月額 27,000円 の受給者					
全職種	人 14,953	人 4,627	人 29	人 1,958	人 2,640	円 25,241	人 5	円 13,500	円 7,815
行政職	4,312	1,330	10	576	744	25,053	1	13,500	7,731
研究職	234	86	2	46	38	23,756			8,731
医療職(一)	18	6			6	27,000			9,000
医療職(二)	169	45		16	29	25,498			6,789
海事職	33	9		4	5	24,267			6,618
公安職	2,044	631	3	247	381	25,522	3	13,500	7,899
教育職(一)	2,521	733		291	442	25,532			7,423
教育職(二)	5,621	1,787	14	778	995	25,226	1	13,500	8,022
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第11表 通勤方法

区分 給料表	職員数	通勤手当受給者								通勤手当 非受給者
		交通機関				交通用具				
		鉄道	バス	その他	交通機関 併用	自動車	原動機付 自転車	自転車	交通機関 交通用具 併用	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
全職種	14,953	311	400		22	9,661	233	462	1,103	2,761
行政職	4,312	222	309		12	1,816	45	257	464	1,187
研究職	234	2				175	2	3	27	25
医療職(一)	18					6			4	8
医療職(二)	169	10	10			92		4	33	20
海事職	33					25	2	2	3	1
公安職	2,044	48	73		6	786	180	177	37	737
教育職(一)	2,521	14	6		3	1,931	3	11	312	241
教育職(二)	5,621	15	2		1	4,829	1	8	223	542
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
比率 (全職種)	100.0	2.1	2.7		0.1	64.6	1.6	3.1	7.4	18.5
		4.9				69.3				

(注) 1 「その他」は、船等である。

2 比率は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第12表 通勤手当の支給状況

区分 給料表	職員数	受給者数				受給者1人当たり平均手当月額				職員1人 当たり 平均手当 月額
		計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	計	交通機関 利用	交通用具 使用	交通機関 交通用具 併用	
全職種	人 14,953	人 12,192	人 733	人 10,356	人 1,103	円 15,760	円 13,338	円 10,127	円 70,250	円 12,850
行政職	4,312	3,125	543	2,118	464	20,570	13,117	11,659	69,969	14,908
研究職	234	209	2	180	27	21,833	3,731	13,513	78,644	19,501
医療職(一)	18	10		6	4	30,708		14,500	55,021	17,060
医療職(二)	169	149	20	96	33	28,768	26,499	12,586	77,216	25,363
海事職	33	32		29	3	11,152		5,947	61,466	10,814
公安職	2,044	1,307	127	1,143	37	7,687	8,890	6,635	36,034	4,915
教育職(一)	2,521	2,280	23	1,945	312	20,493	25,519	11,684	75,032	18,534
教育職(二)	5,621	5,079	18	4,838	223	12,122	22,278	9,501	68,164	10,954
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第13表 交通機関利用者の通勤費所要額別人員

所要額 (円) 給料表	4,000 未満	4,000 以上	6,000 ～	8,000 ～	10,000 ～	12,000 ～	14,000 ～	16,000 ～	18,000 ～	20,000 ～	22,000 ～	24,000 ～	26,000 ～	28,000 ～	30,000 ～	32,000 ～
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全職種	18	133	141	172	56	69	46	12	18	8	3		1	1	5	
行政職	9	93	109	130	45	51	39	10	13	4	2					4
研究職	1		1													
医療職(一)																
医療職(二)		3	2	5	1		1		1	1						
海事職																
公安職	7	26	28	32	9	16	5	1	2							
教育職(一)	1	6		3	1	1	1	1		2				1		
教育職(二)		5	1	2		1			2	1	1				1	1
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 通勤手当受給者のうち、交通機関利用者の内訳である。ただし、交通用具との併用者を除く。

34,000 ～	36,000 ～	38,000 ～	40,000 ～	42,000 ～	44,000 ～	46,000 ～	48,000 ～	50,000 ～	52,000 ～	54,000 ～	56,000 ～	58,000 ～	60,000 ～	62,000 ～	64,000 ～	65,000 ～	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1					1					1		8				39	733
1					1							5				27	543
																	2
												2				4	20
																1	127
												1				5	23
										1						2	18
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

第14表 交通用具使用者の通勤距離別人員

給料表	距離 (km)									
	種類	2以上	4～	7～	10～	15～	20～	25～	30～	35～
全職種	自動車等	人 1,687	人 1,969	人 1,337	人 1,495	人 1,052	人 586	人 539	人 442	人 292
	自転車	264	148	40	9	1				
	高速道路等							1	1	15
	計	1,951	2,117	1,377	1,504	1,053	586	540	443	307
行政職	自動車等	248	321	217	245	215	93	127	130	93
	自転車	144	90	17	6					
	高速道路等									
	計	392	411	234	251	215	93	127	130	93
研究職	自動車等	17	23	39	18	13	7	6	22	13
	自転車	1	1	1						
	高速道路等									
	計	18	24	40	18	13	7	6	22	13
医療職(一)	自動車等	3							2	
	自転車									
	高速道路等									
	計	3							2	
医療職(二)	自動車等	15	12	5	8	15	14	3	10	7
	自転車	1	3							
	高速道路等									
	計	16	15	5	8	15	14	3	10	7
海事職	自動車等	3	8	6	4	1		2		
	自転車	1	1							
	高速道路等									
	計	4	9	6	4	1		2		
公安職	自動車等	268	160	136	190	75	45	29	25	11
	自転車	110	43	20	3	1				
	高速道路等									2
	計	378	203	156	193	76	45	29	25	13
教育職(一)	自動車等	290	355	213	278	241	126	120	103	73
	自転車	5	5	1						
	高速道路等							1	1	11
	計	295	360	214	278	241	126	121	104	84
教育職(二)	自動車等	843	1,090	720	752	492	301	252	150	95
	自転車	2	5	1						
	高速道路等									2
	計	845	1,095	721	752	492	301	252	150	97
特定任期付職員	自動車等									
	自転車									
	高速道路等									
	計	x	x	x	x	x	x	x	x	x

(注) 1 通勤手当受給者のうち、交通用具使用者の内訳である。ただし、交通機関との併用者を除く。

2 「自動車等」には、高速道路等利用者を含まない。

3 「高速道路等」とは、高速道路等の有料道路の利用者をいう。

40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
153	137	91	38	27	18	5	7	2	17	9,894
47	104	199	137	72	76	98	63	30	95	462
200	241	290	175	99	94	103	70	32	112	938
54	53	32	9	7	9	3	1		4	1,861
9	27	89	56	19	32	43	35	14	41	257
63	80	121	65	26	41	46	36	14	45	365
7	6	5	1							2,483
	2	3	4	4	2	3	5	3	1	177
7	8	8	5	4	2	3	5	3	1	3
		1								27
	2								1	207
	2	1							1	6
	1	2								3
	1	7	6	4	2	6	2		3	9
	2	9	6	4	2	6	2		3	92
2		1								4
	1					1			1	31
2	1	1			1				1	127
9	5	3	6	1	1		1		1	27
1	3	4		2	1		1		1	2
10	8	7	6	3	2	1	1		2	3
42	38	25	10	12	3			2	1	32
										27
20	33	59	44	30	19	26	15	8	30	2
62	71	84	54	42	22	26	17	9	32	11
39	34	22	12	7	5	2	3	1	10	297
17	35	37	27	13	19	19	6	5	17	2,242
56	69	59	39	20	24	21	9	6	27	4,830
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	8
										197
										5,035
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第15表 単身赴任手当の支給状況

給料表	手当額 (円)											
	30,000	34,000	36,000	38,000	46,000	54,000	62,000	70,000	76,000	82,000	計	
全職種	人 93	人 94	人 96	人 76	人 3	人	人	人 5	人 1	人 15	人 2	人 385
行政職	11	14	19	28	1			4		11	1	89
研究職					1							1
医療職(一)												
医療職(二)												
海事職												
公安職	71	74	70	27						2		244
教育職(一)	3	1	3	11	1							19
教育職(二)	8	5	4	10				1	1	2		31
特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

第16表 年次有給休暇の取得状況

区分 給料表	平均使用 限度日数	使用日数											
		0日	2日 未満	2日 以上	4日 ～	6日 ～	8日 ～	10日 ～	12日 ～	14日 ～	16日 ～	18日 ～	20日 ～
	日・時間	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全職種	37.0	87	173	483	792	1,188	1,383	1,593	1,772	1,823	1,782	1,804	909
行政職	36.6	12	32	94	202	334	423	472	526	524	506	594	265
研究職	36.6		4	7	7	17	20	23	26	35	20	24	15
医療職(一)	34.3			1	2	2		2	1	1	1	1	
医療職(二)	36.5		1	2	13	14	23	15	24	19	15	21	8
海事職	38.3						1		3	5	11	2	
公安職	38.1	23	26	65	113	180	183	242	225	258	258	196	99
教育職(一)	37.2	3	30	88	136	195	220	257	312	302	349	390	168
教育職(二)	36.6	49	80	226	319	446	513	582	658	681	628	567	352
特定任期付職員													

(注) 令和5年4月1日現在に在職する職員(令和4年12月31日の時点で在職していた職員に限る。)の令和4年中における年次有給休暇の使用状況である。

区分 給料表	使用日数										計		
	22日 ～	24日 ～	26日 ～	28日 ～	30日 ～	32日 ～	34日 ～	36日 ～	38日 ～	40日 ～	職員数	平均使用 日・時間	平均 使用率
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	日・時間	%
全職種	442	261	153	73	38	24	7	8	13	1	14,809	13.5	37.1
行政職	91	59	33	11	5	4		5	4		4,196	13.6	37.7
研究職	3	4	3	2	2						212	13.7	37.9
医療職(一)											11	10.0	29.3
医療職(二)	10	5	1	3							174	13.7	38.0
海事職		1	1								24	18.4	48.4
公安職	47	27	21	13	8	1	3		4		1,992	13.2	34.9
教育職(一)	80	40	21	14	6	6	3	2	2		2,624	14.0	37.8
教育職(二)	211	125	73	30	17	13	1	1	3	1	5,576	13.4	37.0
特定任期付職員													

2 民間給与関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、人事院及び他の都道府県等の人事委員会と共同して職種別民間給与実態調査を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における県内民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 427事業所

イ 調査対象職種

76職種(行政職相当職種22職種、その他職種54職種)

(3) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(2)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織・規模・産業により12層に層化し、これらの層から138事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第17表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(4) 集計

ア 調査実人員

初任給関係453人(行政職に相当する調査実人員420人)、初任給関係以外の調査職種4,906人(行政職に相当する調査実人員4,266人。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は、22,119人であり、行政職に相当するものは15,107人である。)

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第17表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	事業所
産業計		124	39	57	28
農業、林業、漁業、 鉱業、建設業		14	4	7	3
製造業		46	16	20	10
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		20	5	8	7
卸売業、小売業		6	4	2	—
金融・保険業、 不動産・物品賃貸業		6	4	2	—
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業		32	6	18	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5所、調査不能の事業所が9所あった。
- 2 調査対象事業所138事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所5所を除いた133所に占める調査完了事業所124所の割合（調査完了率）は、93.2%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう（以下、各表において同じ。）。

第18表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職種	学歴	企業規模計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	円
新卒 事務員	大学卒	194,566	203,538	190,808	181,474
	短大卒	174,183	175,821	172,838	173,000
	高校卒	165,792	167,103	165,934	160,100
新卒 技術者	大学卒	208,991	216,777	204,179	183,427
	短大卒	181,675	182,961	180,996	176,933
	高校卒	169,573	170,834	169,024	160,167
計	大学卒	201,380	210,558	196,844	182,091
	短大卒	176,693	178,573	174,862	175,360
	高校卒	167,796	169,643	167,043	160,131

- (注) 1 採用のある事業所について平均したものである。
- 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものである。

備考 職員(行政職)の場合、上級試験で採用された職員の初任給は192,000円、中級試験で採用された職員の初任給は172,900円、初級試験で採用された職員の初任給は159,200円である。

第19表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種(公民給与比較職種)

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	6	54.4	688,460	15	688,445	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	5	54.0	675,914		675,914	
大学卒						
短大卒						
高校卒	x	x	x	x	x	
中学卒						
工場長	8	50.5	620,204	1,300	618,904	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	3	51.4	808,295		808,295	
	x	x	x	x	x	
	4	50.6	492,131	171	491,960	
	4	50.6	492,131	171	491,960	
大学卒						
短大卒						
高校卒						
中学卒						
事務部長	126	53.0	563,252	16,655	546,597	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	86	53.4	574,952	15,364	559,588	
	6	49.5	530,122	14,076	516,046	
	33	52.1	539,883	21,466	518,417	
	x	x	x	x	x	
大学卒						
短大卒						
高校卒						
中学卒						
技術部長	57	52.6	537,627	16,274	521,353	同上
	21	52.0	603,346	8,368	594,978	
	8	53.4	480,467	26,392	454,075	
	28	52.9	500,829	19,841	480,988	
	28	52.9	500,829	19,841	480,988	
大学卒						
短大卒						
高校卒						
中学卒						
事務部次長	76	51.2	536,979	3,518	533,461	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
	62	51.5	557,653	1,326	556,327	
	5	48.5	435,908		435,908	
	8	51.0	430,861	25,829	405,032	
	x	x	x	x	x	
大学卒						
短大卒						
高校卒						
中学卒						
技術部次長	13	49.9	480,241	8,296	471,945	同上
	8	49.7	481,215		481,215	
	3	47.8	474,611		474,611	
	2	54.6	486,422	64,349	422,073	
	2	54.6	486,422	64,349	422,073	
大学卒						
短大卒						
高校卒						
中学卒						
事務課長	227	49.0	490,222	5,815	484,407	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	149	48.3	517,791	3,877	513,914	
	14	49.7	431,554	6,748	424,806	
	64	50.9	425,696	11,133	414,563	
	64	50.9	425,696	11,133	414,563	
大学卒						
短大卒						
高校卒						
中学卒						

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							人
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術課長	201	48.7	521,711	12,868	508,843	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	82	47.9	558,153	4,676	553,477	
	短大卒	32	48.7	551,991	17,588	534,403	
	高校卒	85	49.6	475,297	18,963	456,334	
	中学卒	2	42.0	399,476	31,149	368,327	
	事務課長代理	212	45.4	453,721	47,203	406,518	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大学卒	157	44.0	460,582	52,887	407,695	
	短大卒	18	47.9	395,010	19,801	375,209	
	高校卒	37	51.4	448,645	32,427	416,218	
	中学卒						
	技術課長代理	86	44.9	472,152	66,887	405,265	同 上
	大学卒	44	43.9	501,379	79,256	422,123	
	短大卒	13	43.0	476,866	91,368	385,498	
	高校卒	29	47.2	426,055	36,097	389,958	
	中学卒						
	事務係長	294	44.4	367,069	38,025	329,044	係の長及び係長級専門職
	大学卒	164	42.2	381,593	40,053	341,540	
	短大卒	34	45.8	349,180	22,923	326,257	
	高校卒	94	48.3	346,253	40,356	305,897	
	中学卒	2	44.2	314,700		314,700	
技術係長	263	46.8	466,409	59,573	406,836	同 上	
大学卒	123	44.3	451,644	49,400	402,244		
短大卒	39	48.0	503,845	81,722	422,123		
高校卒	99	49.3	470,195	63,241	406,954		
中学卒	2	52.5	454,206	71,303	382,903		
事務主任	209	40.7	301,702	28,975	272,727	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	
大学卒	106	37.5	316,258	33,282	282,976		
短大卒	33	41.1	275,911	21,045	254,866		
高校卒	69	45.5	290,456	25,865	264,591		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術主任	271	42.8	460,372	84,115	376,257	同 上	
大学卒	99	39.6	395,627	74,521	321,106		
短大卒	56	42.4	472,594	83,035	389,559		
高校卒	116	45.2	501,046	91,309	409,737		
中学卒							
事務係員	1,191	35.8	277,499	26,799	250,700		
大学卒	556	32.6	285,283	30,152	255,131		
短大卒	205	37.3	261,511	23,880	237,631		
高校卒	427	39.4	273,850	23,635	250,215		
中学卒	3	46.4	288,561	9,952	278,609		

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務・ 技術 関係 職種	技術係員	1,026	34.4	332,829	55,124	277,705	
	大学卒	382	33.3	333,259	59,073	274,186	
	短大卒	181	33.5	319,606	50,880	268,726	
	高校卒	462	35.3	336,210	54,099	282,111	
	中学卒	x	x	x	x	x	

- (注) 1 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
3 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
4 「x」は、調査実人員が1人の場合である(以下同じ。)

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事務・ 技術 関係 職種	支店長	5	54.0	698,602	19	698,583	行政職 9級
	大学卒	4	53.3	684,417		684,417	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	工場長	4	53.5	733,954		733,954	同上
	大学卒	3	51.4	808,295		808,295	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	事務部長	56	54.7	605,410	1	605,409	同上
	大学卒	41	54.4	606,759	2	606,757	
	短大卒	2	51.5	584,706		584,706	
	高校卒	13	56.1	603,925		603,925	
	中学卒						
技術部長	23	54.1	659,544	506	659,038	同上	
大学卒	13	52.9	699,985	765	699,220		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	9	56.0	596,788	155	596,633		
中学卒							

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							人
事務 ・ 技術 関係 職種	事務部次長	46	52.0	616,450		616,450	行政職 9級
	大学卒	40	52.5	642,952		642,952	
	短大卒	3	48.7	435,283		435,283	
	高校卒	3	49.2	457,894		457,894	
	中学卒						
	技術部次長	4	49.3	515,343		515,343	同 上
	大学卒	2	50.5	551,337		551,337	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	事務課長	146	49.5	533,018	973	532,045	行政職 7級、8級
	大学卒	107	48.8	544,250	1,054	543,196	
	短大卒	8	51.2	483,356	394	482,962	
	高校卒	31	52.3	494,794	753	494,041	
	中学卒						
	技術課長	116	49.7	611,352	7,207	604,145	同 上
	大学卒	54	48.6	647,058	213	646,845	
	短大卒	22	49.9	610,474	4,395	606,079	
	高校卒	40	51.3	555,803	20,066	535,737	
	中学卒						
	事務課長代理	166	44.5	468,718	54,632	414,086	行政職 5級、6級
	大学卒	126	43.2	471,905	58,607	413,298	
	短大卒	13	46.1	401,564	28,489	373,075	
	高校卒	27	51.4	482,842	44,458	438,384	
	中学卒						
	技術課長代理	70	44.5	495,771	70,795	424,976	同 上
	大学卒	40	43.8	508,427	81,862	426,565	
短大卒	9	43.2	517,754	89,427	428,327		
高校卒	21	46.6	460,708	40,433	420,275		
中学卒							
事務係長	131	43.8	386,459	42,230	344,229	行政職 3級、4級	
大学卒	79	40.2	391,180	47,036	344,144		
短大卒	15	46.5	358,803	16,336	342,467		
高校卒	37	50.9	387,421	42,236	345,185		
中学卒							
技術係長	156	47.8	552,451	82,768	469,683	同 上	
大学卒	74	43.9	544,378	77,588	466,790		
短大卒	22	51.3	586,679	96,365	490,314		
高校卒	59	50.7	551,527	84,775	466,752		
中学卒	x	x	x	x	x		

職種名	調査 実人員	平均年齢		令和5年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務主任	人	歳	円	円	円	行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	35	42.5	337,658	31,143	306,515	
	短大卒	17	41.4	370,934	42,026	328,908	
	高校卒	8	40.5	281,286	21,656	259,630	
	中学卒	10	46.0	337,988	23,237	314,751	
	技術主任	165	43.1	525,604	102,014	423,590	同 上
	大学卒	48	36.3	466,727	99,443	367,284	
	短大卒	31	44.0	542,971	97,732	445,239	
	高校卒	86	45.5	542,756	104,402	438,354	
	中学卒						
	事務係員	571	37.3	302,458	33,314	269,144	行政職 1級
	大学卒	272	34.0	311,250	38,936	272,314	
	短大卒	105	37.0	276,207	27,320	248,887	
	高校卒	191	41.9	303,390	28,854	274,536	
	中学卒	3	46.4	288,561	9,952	278,609	
	技術係員	645	34.3	346,762	60,081	286,681	同 上
大学卒	213	33.3	357,474	69,347	288,127		
短大卒	106	33.8	339,192	56,433	282,759		
高校卒	326	34.9	343,782	56,828	286,954		
中学卒							

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均年齢		令和5年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	行政職 7級、8級
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒						
	工場長	4	48.0	524,150	2,397	521,753	同 上
	大学卒						
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	48.0	477,095	224	476,871	
中学卒							

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務部長	61	51.5	531,663	27,555	504,108	行政職 7級、8級
	大学卒	39	52.3	543,508	29,890	513,618	
	短大卒	4	48.8	510,137	19,230	490,907	
	高校卒	17	49.4	510,940	25,447	485,493	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術部長	24	51.7	482,665	28,172	454,493	同 上
	大学卒	7	50.0	494,664	19,158	475,506	
	短大卒	3	53.3	477,749	39,667	438,082	
	高校卒	14	52.5	476,298	31,567	444,731	
	中学卒						
	事務部次長	30	50.0	429,014	8,297	420,717	同 上
	大学卒	22	49.9	431,243	3,291	427,952	
	短大卒	2	48.2	436,911		436,911	
	高校卒	5	52.3	411,081	44,729	366,352	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術部次長	x	x	x	x	x	同 上
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒 中学卒	x	x	x	x	x	
	事務課長	56	48.1	413,319	13,061	400,258	行政職 5級、6級
	大学卒	30	47.0	433,036	14,527	418,509	
	短大卒	5	48.4	387,567	15,026	372,541	
	高校卒	21	49.6	389,527	10,190	379,337	
	中学卒						
	技術課長	67	46.9	419,018	17,988	401,030	同 上
	大学卒	25	46.6	415,587	9,983	405,604	
	短大卒	9	45.2	432,990	48,561	384,429	
高校卒	31	47.9	419,155	15,688	403,467		
中学卒	2	42.0	399,476	31,149	368,327		
事務課長代理	39	48.7	387,050	19,333	367,717	行政職 4級	
大学卒	25	47.3	402,181	28,317	373,864		
短大卒	4	51.1	341,162		341,162		
高校卒	10	51.3	366,376	3,484	362,892		
中学卒							
技術課長代理	2	43.4	349,322	58,906	290,416	同 上	
大学卒	2	43.4	349,322	58,906	290,416		
短大卒							
高校卒 中学卒							

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			県職員対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	126	44.7	355,219	36,200	319,019	行政職 3級
	大学卒	70	44.0	373,867	34,301	339,566	
	短大卒	15	45.7	344,391	32,051	312,340	
	高校卒	40	45.8	322,027	42,399	279,628	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	81	45.9	354,147	26,845	327,302	同 上
	大学卒	40	45.5	346,716	17,192	329,524	
	短大卒	11	44.1	372,123	44,278	327,845	
	高校卒	29	47.3	353,291	31,960	321,331	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務主任	136	40.1	297,834	27,950	269,884	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	75	36.9	305,947	30,511	275,436	
	短大卒	20	40.8	278,284	22,253	256,031	
	高校卒	40	46.1	292,182	26,025	266,157	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術主任	71	43.2	341,629	50,967	290,662	同 上
	大学卒	33	42.8	345,907	57,026	288,881	
	短大卒	15	41.8	352,743	53,782	298,961	
	高校卒	23	44.6	327,126	37,835	289,291	
	中学卒						
事務係員	469	33.1	248,852	18,769	230,083	行政職 1級	
大学卒	235	30.3	255,091	19,238	235,853		
短大卒	75	37.5	238,732	17,179	221,553		
高校卒	159	35.6	242,987	18,693	224,294		
中学卒							
技術係員	242	35.4	275,667	34,034	241,633	同 上	
大学卒	117	33.4	278,605	35,004	243,601		
短大卒	45	32.7	257,290	30,759	226,531		
高校卒	80	40.1	281,386	34,323	247,063		
中学卒							

4 企業規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			県職員対応級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
支店長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒						行政職 6級、7級
工場長 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒						同上
事務部長	9	54.8	560,618	32,256	528,362	同上
	6	55.8	610,977	4,000	606,977	
	3	52.7	459,900	88,767	371,133	
技術部長	10	52.1	436,759	16,277	420,482	同上
	x	x	x	x	x	
	4	53.5	448,171	22,165	426,006	
	5	49.4	425,581	14,821	410,760	
事務部次長						同上
技術部次長	8	50.5	467,000		467,000	同上
	6	49.5	459,167		459,167	
	2	53.5	490,500		490,500	
事務課長	25	47.7	398,807	20,618	378,189	行政職 5級
	12	45.6	485,920	1,624	484,296	
	x	x	x	x	x	
	12	50.0	319,267	41,330	277,937	
技術課長	18	50.3	417,436	25,956	391,480	同上
	3	49.7	389,916	33,174	356,742	
	x	x	x	x	x	
	14	49.9	425,417	25,502	399,915	

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			県職員対応級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							人
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	7	49.9	486,792	25,933	460,859	行政職 4級
	大学卒	6	49.0	468,085	29,256	438,829	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒						
	中学卒						
	技術課長代理	14	46.7	381,089	49,854	331,235	同 上
	大学卒	2	47.0	541,752	54,250	487,502	
	短大卒	4	42.5	377,867	96,069	281,798	
	高校卒	8	48.8	342,534	25,647	316,887	
	中学卒						
	事務係長	37	45.5	343,711	29,332	314,379	行政職 3級
	大学卒	15	41.7	375,669	36,630	339,039	
	短大卒	4	43.0	329,176	8,888	320,288	
	高校卒	17	49.7	321,446	29,429	292,017	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	26	44.3	415,459	57,835	357,624	同 上
	大学卒	9	39.8	392,513	33,744	358,769	
	短大卒	6	42.8	467,628	112,980	354,648	
	高校卒	11	48.8	405,776	47,466	358,310	
	中学卒						
	事務主任	38	41.9	291,525	33,017	258,508	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	14	39.1	349,868	48,854	301,014	
	短大卒	5	44.0	251,509	12,517	238,992	
	高校卒	19	43.5	259,066	26,742	232,324	
	中学卒						
	技術主任	35	39.0	321,027	47,632	273,395	同 上
	大学卒	18	39.9	316,432	46,983	269,449	
短大卒	10	35.2	323,445	59,440	264,005		
高校卒	7	42.3	329,390	32,433	296,957		
中学卒							
事務係員	151	37.9	249,759	21,857	227,902	行政職 1級	
大学卒	49	36.1	266,171	28,506	237,665		
短大卒	25	38.0	254,213	27,072	227,141		
高校卒	77	39.1	237,870	15,932	221,938		
中学卒							
技術係員	139	33.3	266,772	33,495	233,277	同 上	
大学卒	52	33.0	263,330	32,366	230,964		
短大卒	30	32.0	259,181	38,807	220,374		
高校卒	56	34.1	273,730	31,618	242,112		
中学卒	x	x	x	x	x		

その2 その他の職種

企業規模計

職種名		調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	電話交換手						見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他 の事業所において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用 自動車運転手	x	x	x	x	x	
	守衛	19	44.2	296,929	49,530	247,399	
	用務員						
研究関係 職種	研究所長						構成員50人以上の所の長(取 締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研 究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室 (係)長を除く。)
	研究部(課)長						
	研究室(係)長						
	主任研究員						
	研究員						
	研究補助員						
医療関係 職種	病院長						部下に医師又は歯科医師5人 以上 上記病院長に事故等のあると きの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人 以上
	副院長						
	医科長						
	医師						
	歯科医師						

職種名	調査 実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
医療関係職種	薬局長	x	x	円 x	円 x	円 x	部下に薬剤師2人以上	
	薬剤師	12	34.2	405,278	22,936	382,342		
	診療放射線技師	31	39.2	370,101	5,596	364,505		
	臨床検査技師	23	32.5	281,586	9,094	272,492		
	栄養士	23	36.7	260,222	5,889	254,333		
	理学療法士	79	35.3	295,672	3,654	292,018		
	作業療法士	49	33.8	273,047	1,023	272,024		
	総看護師長	4	54.3	420,265		420,265	部下に看護師長5人以上	
	看護師長	55	46.8	402,303	14,038	388,265		部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	152	35.7	324,940	8,637	316,303		
准看護師	55	44.9	259,446	9,834	249,612			
教育関係職種	大学	学部長	6	58.3	657,496		657,496	
		教授	36	54.6	504,329	166	504,163	
		准教授	30	48.2	438,383	450	437,933	
		講師	12	42.5	396,615		396,615	
		助教	4	32.8	363,730	692	363,038	
	高等学校	校長						
		教頭	2	54.5	447,125		447,125	
		教諭	46	45.5	376,805	14,574	362,231	

第20表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	23.4	(63.0)	(33.8)	(3.3)	76.6
	500人以上	22.9	(63.2)	(36.8)	(-)	77.1
	100人以上 500人未満	21.0	(63.1)	(36.9)	(-)	79.0
	100人未満	29.6	(62.5)	(25.0)	(12.5)	70.4
高校卒	規模計	18.7	(75.1)	(19.5)	(5.4)	81.3
	500人以上	19.5	(100.0)	(-)	(-)	80.5
	100人以上 500人未満	21.4	(53.5)	(36.4)	(10.1)	78.6
	100人未満	11.1	(100.0)	(-)	(-)	88.9

- (注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 2 それぞれ四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

第21表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		84.8%
	配偶者に家族手当を支給する	74.3%
家族手当制度がない		15.2%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,152円
	配偶者と子1人	18,428円
	配偶者と子2人	23,610円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は87.7%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第22表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
40.8	(25.3)	(74.7)	59.2

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
9.7	90.3

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計		%	%	%	%	%	%
		59.7	40.3	57.9	42.1	54.5	45.5
	500人以上	48.8	51.2	44.2	55.8	45.2	54.8
	100人以上 500人未満	68.9	31.1	67.8	32.2	61.0	39.0
	100人未満	56.8	43.2	57.8	42.2	55.3	44.7

3 生計費及び労働経済関係

令和5年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別・世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（大分市・勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定し、これに全国の費目別平均支出金額に対する大分市の費目別平均支出金額の割合を乗じて算定した。

第24表 大分市における費目別・世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 31,430	円 31,700	円 49,910	円 68,130	円 86,330
住居関係費	27,780	29,550	26,860	24,160	21,460
被服・履物費	5,360	3,650	5,910	8,160	10,410
雑費Ⅰ	32,930	34,260	65,600	96,940	128,270
雑費Ⅱ	12,700	14,830	20,630	26,430	32,230
計	110,200	113,990	168,910	223,820	278,700

第25表 労働経済指標

項 目		年 月					
		令和4年	4 月	5 月	6 月		
賃金・労働時間	大分県	① きまって支給する給与	金 額 (千円)	267.3	266.6	264.2	
			前年同月比 (%)	4.0	4.2	3.0	
		〔調査〕 〔産業計〕	うち所定内給与	金 額 (千円)	244.7	243.7	240.2
				前年同月比 (%)	3.8	4.0	2.0
			うち一般労働者	前年同月比 (%)	3.9	3.8	2.1
		② 総実労働時間数	時間数 (時間)	152.5	142.2	150.0	
	〔調査〕 〔産業計〕	うち所定外労働時間数	時間数 (時間)	13.1	13.2	13.4	
	〔厚生労働省毎月調査〕 全国	③ きまって支給する給与	金 額 (千円)	307.9	301.2	304.0	
			前年同月比 (%)	2.5	2.2	2.3	
		〔調査〕 〔産業計〕	うち所定内給与	金 額 (千円)	281.9	277.2	280.0
前年同月比 (%)				2.2	1.9	2.1	
		うち一般労働者	前年同月比 (%)	1.8	1.2	1.5	
④ 総実労働時間数		時間数 (時間)	149.0	137.6	149.6		
〔調査〕 〔産業計〕	うち所定外労働時間数	時間数 (時間)	12.9	11.7	12.1		
生計費 〔総務省家計調査〕	⑤消費支出	大分市	金 額 (千円)	336.8	380.0	290.1	
			前年同月比 (%)	42.5	47.9	0.5	
	〔二人以上の世帯のうち勤労者世帯〕	全 国	金 額 (千円)	344.1	315.0	300.5	
			前年同月比 (%)	1.6	△ 0.9	6.9	
物 価	⑥消費者物価指数 (総務省)	大分市	前年同月比 (%)	1.5	1.8	1.7	
		全 国	前年同月比 (%)	2.5	2.5	2.4	
雇 用	⑦常用雇用指数 (厚生労働省)		前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	
	⑧完全失業率 (総務省)		(%)	2.6	2.6	2.6	
	⑨有効求人倍率 (厚生労働省)		(倍)	1.24	1.25	1.27	

(注) 1 ①、③、⑥、⑦は、令和2年基準である。
 2 ①、②、③、④、⑦は、事業所規模30人以上の数値である。
 3 ⑧、⑨は、季節調整値である。

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和5年 1 月	2 月	3 月	4 月
263.8	256.2	259.3	261.9	264.8	259.2	261.7	258.9	258.4	266.2
3.1	0.3	△ 0.1	2.3	3.1	0.9	1.2	△ 0.3	△ 2.8	△ 0.4
241.4	233.5	236.5	239.8	242.3	234.5	239.4	237.1	236.3	244.8
2.3	△ 0.6	0.1	1.5	2.7	△ 0.5	1.3	△ 0.1	△ 2.6	0.1
3.2	0.5	2.2	3.1	2.9	△ 0.3	4.0	1.5	△ 0.6	0.1
149.7	142.6	144.0	148.4	148.5	148.0	138.0	140.7	146.9	150.0
12.8	11.7	12.6	12.5	12.9	13.1	11.8	11.9	11.4	11.8
303.7	301.9	304.0	305.3	305.7	305.9	303.9	303.5	306.8	310.9
2.0	2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0
279.1	277.7	279.7	279.9	280.0	280.1	279.5	279.1	281.6	285.1
1.9	2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2
1.2	1.5	1.6	1.4	1.6	1.8	1.6	1.4	1.1	1.1
147.0	139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3
12.1	11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6
358.3	293.4	312.9	347.8	300.4	341.4	435.1	387.9	351.8	351.6
20.2	5.8	19.8	25.0	4.2	△ 20.8	50.6	36.5	△ 9.8	4.4
317.6	322.4	314.0	328.7	308.1	353.8	331.1	298.7	340.0	334.2
4.9	9.6	6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9
2.2	2.5	2.3	2.9	2.9	2.8	3.5	2.7	3.0	3.2
2.6	3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5
△ 0.6	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7
2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6
1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32